

## 国際所得・税務統計から見た米系多国籍企業の現況

中 村 雅 秀

はじめに

### 第1章 国際所得統計と外国税額控除

【1. 合衆国国際取引関連所得統計】【2. 外国税額控除制度の背景】

### 第2章 アメリカ企業の国際活動と所得, 外国税額控除

【1. 国外源泉所得, 外国税額控除の地域別・産業別構成の特徴】

【2. 国外源泉所得と経費控除, 税】

【3. 所得源泉の国別地域別構成とタックス・ヘイヴン】【4. 所得バスケットと所得種類】

### 第3章 US多国籍企業CFC（支配外国法人）の動向

【1. CFCの産業別・国別構成】【2. CFCの企業内国際取引】

おわりに

## はじめに

従来、国際経済学におけるアメリカ多国籍企業の研究では、その世界的動向とりわけ企業内取引を問題とする際、主には合衆国商務省経済統計局（U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis）の発行する投資統計と貿易統計の分析もしくは時に付加価値関税条項（分工程関税条項）に関わる統計や各種の議会報告書に依拠してきた<sup>1)</sup>。

他方、2004年度、財政赤字がおよそ4,800億ドル、貿易赤字が6,100億ドルで計1兆ドルを超える巨額に上る「双子の赤字」は合衆国自身の国際租税問題に二重の意味での矛盾を醸成してきた。＜その1＞はいわば「内-外矛盾」である。「イニシアティブ国家」としてのその国際的ハーモナイゼーションへ向けた内的モチベーションと、WTOなどの舞台上で国際的批判にさらされ続けてきた輸出促進税制<sup>2)</sup>など各種の自国企業優遇税制との矛盾であり、＜その2＞はいわば「内-内矛盾」で、優遇税制＝自国企業の国際競争力確保・強化税制と、ケネディ税制

改革以来のドル防衛政策＝課税強化策（課税ベース確保策）との対抗である。

こうしたことがらを前提として本稿は、従来わが国における多国籍企業研究ではほとんど検討されことがなかった所得・税務統計から、米系多国籍企業の動向を探ることを直接の課題としている。

## 第1章 国際所得統計と外国税額控除

【1. 合衆国国際取引関連所得統計】合衆国財務省・内国歳入庁（Internal Revenue Service, IRS）は、同国の所得申告から同国関連国際取引に関する所得・税務統計を、〈法人企業〉に関して合衆国企業の支配外国法人（Controlled Foreign Corporation, CFC）、外国貿易法人（Foreign Sales Corporation, FSC, 2000年に廃止）、利子並み課税内国輸出法人（Interest Charge-Domestic International Sales Corporation, IC-DISC）、属領法人（Possession Corporation）、外国税額控除、国際ボイコット関連所得<sup>3)</sup>、在米外国企業（Foreign Controlled Domestic Corporation, FCDC）、外国法人の合衆国事業有効関連所得（foreign corporations with business income derived from U.S. sources）、25パーセント所有外国子会社所得、〈個人〉に関して個人外国税額控除、〈源泉徴収所得〉に関して合衆国源泉所得の外国受取り、外国の合衆国不動産取引、〈資産管理及び投資信託〉に関して非居住外国資産管理者、外国投資信託、に分類し、その特徴を定期刊行物 *SOI Bulletin* で分析している<sup>4)</sup>。

本稿はこれらの統計のうちとりわけ合衆国企業の2000年度の外国税額控除関連統計、支配外国法人CFC統計を材料にしながら、アメリカ多国籍企業の動向と現状を見ようとするもので、まず合衆国企業の全体的動向を前者の統計から分析しておこう。

【2. 外国税額控除制度の背景】合衆国は1913年の所得税法の導入以来、居住者による世界所得を課税対象とする全世界所得原則を採用してきた。そのことから必然的に発生する2重課税を防止する目的と、多くの企業が外国税の減額よりもドル・ベースでの税額控除を選好することなどから、1918年に世界で最初に外国税額控除（foreign tax credit）制度を導入した（*Revenue Act of 1918*）。〈表-1〉に概略その変遷を示したように、当初、控除枠に限度は課せられなかったが、歳入ロスの発生を防ぐ目的から1921年法で控除額の上限を国外源泉所得の合衆国税額とする全世界一括限度枠（overall limitation）制度を導入、以来、高税率国での未控除分と低税率国の控除枠との相殺効果を防止するための国別限度枠（per-country limitation）制度の導入や両者の選択制などの変遷を辿り、1958年法（*Technical Amendments Act of 1958*）によって未使用控除枠の2年間の繰越し（超過外国税額控除）、5年間の繰戻しが承認され、1962年ケネディ税制改正（*Revenue Act of 1962*）では、タック

＜表－1＞ US 外国税額控除限度額略史

1913-17	* 所得税導入後外国税額控除制度なし。
1918-20	* 控除限度額なし。
1921-31	* 一括限度額制の導入。
1932-53	* 一括限度額と国別限度額のいずれか少ない方。
1954-60	* 国別限度額，超過外国税額控除の繰越制度の導入。
1961-75	* 一括限度額と国別限度額の納税者選択制，極端な高税率国，低税率国税額の分離限度制創設。
1963-75	* 受動的利子所得（一般的には低税率）控除枠制度導入。
1972-75	* DISC 配当（一般的には低税率）控除枠制度導入。
1975	* 石油関連所得：抽出所得（一般的に高税率）外国税額控除に限度枠設定。
1976-86	* 一括限度額：外国源泉損失は再補足，抽出所得外国税額控除制限＝一括限度額を一般原則に， but 高低極端税率所得に分離限度枠を維持。
1976-86	* 受動的利子所得及び DISC 配当限度枠設定。
1976-82	* 石油関連所得限度枠設定。
1985-86	* 外国貿易所得に帰すべき FSC 課税所得の創設：貿易所得もしくは適格利子負担等を FSC から分離。
1987	* 一括国外源泉損失の再補足，抽出所得に関する外国税額控除制限の維持。 * 分離限度枠バスケットは（1）高税率外国源泉税に服す利子所得，（2）金融サービス所得，（3）海運所得，（4）非支配 902 条法人の配当，（5）受動的所得，（6）DISC 所得，（7）貿易所得に帰すべき FSC 課税所得，（8）貿易所得もしくは適格利子等に帰すべき FSC からの分離分，（9）その他一般所得。 * 国際ボイコット参加国あるいはテロ支援国家に支払われた税の控除不可。
1988	* 南アフリカ税の控除不可。

注) 1988 年以後の変更，とくにハイブリッド・エンティティ関連税制，リスト国の変更等については考慮していない。  
出所) Gary Clyde Hafbauer, *U.S. Taxation of International Income: Blueprint for Reform*, 1992, pp.187-188 より作成。

ス・ヘイヴン規制税制であるサブパート F 規定，グロス・アップ原則の導入とともに，所得種類別の申告規制が導入され，1986 年税法改正 (*Tax Reform Act of 1986*) で所得バスケットごとに限度枠が設けられる控除方式を導入，今日に至っている<sup>5)</sup>。

2000 年現在の所得バスケットは，受動的所得 (passive income)，高源泉税率利子所得，金融サービス所得，船舶輸送所得，内国歳入法 (*Internal Revenue Code, IRC*) 901 条の「非支配」外国法人からの配当，廃止後も移行措置によって残っている IC - DISC もしくは以前の DISC からの配当，FSC からの特定配当，「外国貿易所得」による課税所得，IRC901 条 (j) の合衆国制裁諸国 (sanctioned countries) からの所得<sup>6)</sup>，2 国間租税条約でとくに定義された所得，その他国外源泉所得である<sup>7)</sup>。また，このうち制裁諸国に関連した「国際ボイコット関連所得」については外国税額控除総額が否認もしくは減額される。

海外子会社などが外国で収めた税額を居住者の全世界所得税額から控除する外国税額控除は，所得・税務統計からとりわけ企業の国際的活動の進展すなわち多国籍企業化の水準をもっともよく表わす指標のひとつである。と同時に，「もし国内で事業活動が行われたとしたら税源となったであろう」という意味での「仮想的課税ベースの喪失」=「税の空洞化」の基礎的指標としての意味を有する<sup>8)</sup>。

2000 年には外国税額控除を申告した企業の国外源泉所得は 1,967 億ドル，外国税額は 525 億ドルに及び，外国税額控除額は繰越し，繰戻しを含み—全体の 7.9 パーセント—，史上最高の

〈表-2〉US企業の国外源泉所得と外国税額控除 (1) 1996-2000年

位単：100万ドル、%

	申告数	(1)US課税所得		(2)控除前US税		(3)国外源泉課税所得 (-損失)		(4)当該年度外国税		(5)外国税額控除	
		(2)/(1)	(3)/(1)	(4)/(3) <sup>1)</sup>	申告	(5)/(3)					
1996	6,100	370,049	130,748	35.3	150,826	40.8	41,177	27.3	40,255	30.8	
1997	6,569	410,126	144,779	35.3	157,989	38.5	45,080	28.5	42,223	29.2	
1998	5,927	377,130	132,741	35.2	147,117	39.0	40,684	27.7	37,338	28.1	
1999	5,789	385,832	135,855	35.2	165,713	42.9	41,309	24.9	38,271	28.2	
2000	5,917	462,323	163,009	35.3	196,675	42.5	52,514	30.1	48,355	29.7	

注) 分母に他の経済的所得要因，分子にそれに対する所得税を含まないので正確な実効税率を表すものではない。

出所) Luttrell, Scott, Corporate Foreign Tax Credit, *SOI Bulletin*, 2000, Fall 2004, p.186.

〈表-3〉US企業の国外源泉所得と外国税額控除 (2) 所得バスケット別 1996-2000年

位単：100万ドル、%

	(1)国外源泉課税所得		(2)外国税		(3)経年繰越額	(4)外国税額控除	
	同比率	(2)/(1) <sup>1)</sup>	(4)/(2)				
全カテゴリー <sup>2)</sup>	196,675.3	100.0	52,513.7	26.7	12,405.7	48,355.4	92.1
高源泉税利子所得	1,237.4	0.6	352.1	28.5	51.1	319.9	90.9
受動的所得	9,115.3	4.6	837.9	9.2	62.2	775.5	92.6
一般限度枠所得	140,335.3	71.4	41,748.5	29.7	10,514.3	38,179.5	91.5
金融サービス所得	41,798.4	21.3	8,038.7	19.2	1,170.1	7,939.7	98.8
船舶輸送所得	1,033.1	0.5	175.3	17.0	17.8	157.8	90.0

注) 1) 分母に他の経済的所得要因，分子にそれに対する所得税を含まないので正確な実効税率を表すものではない。

2) 以下主要カテゴリーのみなので合計とは合わない。

出所) *Ibid.*, p.187.

484億ドルに達し、控除比率は92.2パーセントであった。この国外源泉所得額は、合衆国企業の国内源泉を含む全世界課税所得総額4,623億ドルの42.5パーセントに相当し、合衆国企業の全世界所得合衆国税額1,630億ドルの32.2パーセントが国外源泉（外国税対象）によるものであった。また外国税額控除規定によってこれら企業はその合衆国税負担額を1,147億ドルに、さらに属領法人優遇税制と一般事業控除によって1,060億ドルに減じられた。これらの事実、課税所得と税額から見る限り今日では、(1) 合衆国企業の経済活動すなわち課税ベースの4割強が国外に拠っていること、(2) 所得税額の3分の1近くが国外源泉所得に拠っていること、(3) 合衆国企業はその国外での活動によって所得と税が世界計に占める比率の差に相当する節税効果を得たこと（すべてが国内源泉所得であればこの差は生じないという意味で）、を示している。1996年における国外源泉所得、外国税額、外国税額控除額が各々1,508億ドル、412億ドル、403億ドルであったことと比較すると、その増加率は各々30.4、27.4、20.1パーセントであり、この期間にアメリカ企業の多国籍の事業活動がいかに急速に展開したかよく分かる<sup>9)</sup>（〈表-2〉参照）。

所得バスケット別に見ると2000年には、一般限度枠所得が71.4パーセント、金融サービス

所得が21.3パーセントと両方で圧倒的部分を占め、必ずしも実効税率を示すものではないとはいえ国外源泉所得に対する支払い・発生（taxes paid or accrued）もしくは「みなし支払外国税（taxes deemed paid）」の比率は、受動的所得が9.2パーセント、船舶輸送所得が17.0パーセント、金融サービス所得が19.2パーセントと全所得平均26.7パーセントを大きく下回っている、すなわち節税効果が極めて高いことが最大の特徴となっている。また、外国税に対する外国税額控除の比率はほぼ90パーセント強となっているなかで、金融サービス所得の98.8パーセントが際立っている（＜表-3＞参照）。

ちなみに、この場合の「みなし支払税額控除」は、外国税額控除の煩雑さを避けるため外国税額分に関わる後述のグロス・アップ配当の算定基礎となる外国税額であり、実際にはタックス・シェルターとなっているにもかかわらず通常の税率に服しているものと見なしてその控除を認める対途上国優遇政策としての「みなし税額控除」（foreign tax sparing credit）とは異なる。ただし合衆国は属領法人を除いて原則として歴史的に対途上国「みなし税額控除」を認めていない。

## 第2章 アメリカ企業の国際活動と所得，外国税額控除

【1. 国外源泉所得，外国税額控除の地域別・産業別構成の特徴】後にその詳細を＜表-7＞によって見るように、国外源泉課税対象所得を地域別構成から見るとEUのそれが677億ドルで全体の34.4パーセントを占め、次いでアジアが410億ドル、20.8パーセント—99年から152億ドル、58.9パーセントの増加、就中日本は116億ドルから199億ドルへ71.6パーセントの増加—、ラテン・アメリカ204億ドル、10.4パーセント、カナダ158億ドル、8.0パーセント、その他ヨーロッパ127億ドル、6.5パーセントとなっている。なかでもイギリス、日本、カナダ、ドイツ、オランダの最大5か国で814億ドル、全体の41.4パーセントを占めた。また、EUは外国税総額525億ドルの36.8パーセント、193億ドルを、みなし支払税額の45.6パーセント、149億ドルを占め、アジアは支払・発生税額で53億ドルとEUを凌駕し、両者で2000年度全支払外国税額の63.4パーセントを占めた。課税対象所得に対する税額の比率は世界平均が26.7パーセントであったのに対し、日本が42.8パーセント、ドイツが38.6パーセント、オランダ32.9パーセント、イギリスが22.0パーセントで、日本が際立った位置を占めた。

また、外国税額に占めるみなし支払税額の比率が、一方で相対的高税率地域である先進諸国とりわけEU諸国などで高く、NIEs、ASEANなどいわゆる新興工業諸国で低いこと、産業別に見た場合、金融・保険等、サービスなどが相対的に低い一方、タックス・ヘイヴン諸国（地域）でのその比率が際立っていることなどが特徴となっている。しかし、国別・産業別のクロス統計が得られないこと、そのよりミクロな実態が明らかにされていないことからその背景を

見ることは出来ない（<表-4, 7>参照）。

こうした傾向を産業別に見たのが<表-4>である。いわゆるバブル経済の崩壊やアジア経済危機の影響から90年代に下落した製造業の海外活動は2000年には回復を示し、その国外源泉課税所得は1,207.7億ドルで全体の61.4パーセント占め、外国税の69.1パーセント、控除申請額の67.4パーセント占めた。中でも、コンピュータ及び電子製品は石油及び石炭生産とならびその課税所得において最大項目を構成し、各々国外源泉課税所得総額の17.9パーセント、16.5パーセントを、外国税の各々14.1パーセント、25.1パーセント占めた。とりわけ課税所得に対する外国税の比率において後者が鉱業とともに40パーセントを超える高率を記録した点も際立った特徴となっている。

また、金融・保険等およびサービスは各々課税所得が283.8億ドル、221.5億ドル、計505.3億ドルで全体の25.7パーセントを占めた。とりわけ前者の課税所得に対する外国税の比率が16.3パーセントに過ぎないことが大きな特徴となり、ここでも「グローバル化下の経済の金融化・サービス化」とともに、前者にあつては租税の果たす役割の大きさを示唆して興味深い。

<表-5>によって所得の内訳をみると、4,389.9億ドルを占める合衆国企業の総国外源泉所得のうち、その多くが財取引（商品貿易）による所得を表わす「その他所得」が37.9パーセントを占める一方、配当所得が17.3パーセント、利子所得が16.2パーセント、賃貸料・ロイヤルティ及びライセンス手数料が15.3パーセント、グロス・アップ配当所得が7.5パーセント、サービス所得が5.8パーセントを占める事実は、投資や貿易からだけ多国籍企業を評価する通常の方法とは異なって現代企業のグローバル戦略にとっての金融取引、技術取引などの無体資産取引やタックス・ヘイヴン取引などその多様化、ハイブリッド化の実相を捉えることの重要性を示している。

またこうした傾向を産業別に比較すると、国外源泉所得全体の48.0パーセントを占める製造業では、その他所得、配当所得、賃貸料・ロイヤルティ及びライセンス手数料、石油及びガス抽出所得が各々36.9、26.0、19.4、10.6パーセントと太宗92.9パーセントを占める中で、石油及びガス抽出所得は全額石油及び石炭産業によるものであり、飲料及びタバコ、化学、コンピュータ及び電子製品、輸送設備では賃貸料・ロイヤルティ及びライセンス手数料が20パーセントを超えている。また当然のことながら金融・保険等、サービスとりわけ持株会社においては利子所得の占める比率が、建設、輸送及び倉庫、サービスとりわけ専門・科学・技術サービスにおいてはサービス所得の占める比率が高くなっている。

なお、表中「グロス・アップ配当所得 *deemed dividends*」というのは、1962年のケネディ税制改革で導入された制度で、通常、外国税の税引後に外国法人によって配当が行われるのに対し、その外国税の控除等の算定の煩雑さを省くため、合衆国企業によって支払われるべきも

<表-4> US企業の国外源泉所得と外国税額控除 (3) 主要産業別 2000年

単位：件数、総資産、総受取所得は億ドル、他は100万ドル、%

申告数	総資産	総受取所得	(1) 国外源泉 課税対象所得 (調整後)	(2) 外国税		(2)/(1)	(3)/(2)	外国税額控除 申請額
				支払・発生税額	(3)みなし 支払税額			
全産業	180,757.5	64,098.3	174,566.9	52,513.7	19,799.2	30.1	62.3	48,355.4
農林水産、狩猟	151	13.8	12.7	6.7	1.0	14.9	—	1.4
鉱業	128	917.3	330.6	2,452.9	710.4	43.9	34.0	780.7
公益事業	23	2,729.8	1,185.3	849.0	132.0	15.5	70.0	166.8
建設	193	136.7	220.3	169.3	11.3	29.5	77.2	51.7
製造業	1,272	47,924.7	29,709.1	109,030.7	36,292.2	33.3	69.4	32,613.0
食品	55	1,699.3	1,412.0	3,182.0	183.3	34.3	83.2	1,029.6
飲料及びタバコ	15	1,097.5	889.0	6,849.6	2,364.2	34.5	80.2	2,262.3
石油及び石炭生産	25	11,230.0	6,316.5	32,401.8	13,159.5	40.6	53.4	10,984.6
化学	217	6,214.3	3,760.0	16,050.0	5,408.5	33.7	77.9	4,809.0
薬品及び関連製品	59	2,455.1	1,580.0	8,504.5	2,590.0	30.5	77.7	2,414.1
コンピュータ及び電子製	206	4,841.5	4,433.2	26,519.7	7,414.4	28.0	78.1	6,745.9
電気設備及び関連製	64	7,083.8	1,817.7	3,752.2	746.4	19.9	76.0	951.3
輸送設備	68	8,637.8	6,169.7	7,571.8	2,007.8	26.5	78.4	1,950.8
自動車及び同関連製	44	6,827.1	4,330.9	5,378.1	1,579.6	29.4	80.2	1,522.1
卸売及び小売	646	5,021.1	8,164.7	4,970.2	1,479.7	29.8	75.3	1,247.2
輸送及び倉庫	103	1,487.9	1,301.9	1,562.8	278.7	17.8	72.4	267.2
情報	178	8,933.0	3,709.5	11,926.0	2,641.2	22.1	46.0	3,069.7
金融、保険、不動産等	917	62,079.0	13,069.0	22,639.4	4,614.0	20.4	33.6	4,773.8
商業銀行等	24	2,570.0	55.3	726.0	20.4	28.1	—	19.8
非預金性仲介	42	6,207.7	1,000.4	1,695.3	491.0	29.0	27.1	430.3
証券及び商品取引	154	23,702.6	2,531.9	12,185.3	2,964.6	24.3	33.6	3,202.8
保険	266	31,653.0	9,273.6	8,600.9	1,111.2	12.9	37.6	1,103.7
その他	2,304	51,514.5	6,395.4	20,959.9	5,949.3	28.4	49.6	5,383.9
専門科学術及び技術サービス	669	1,191.4	967.5	1,772.2	500.1	28.2	44.6	395.6
持株会社管理	1,105	48,349.0	3,870.9	16,904.4	4,652.4	27.5	51.8	4,271.9

注) 一は10万ドル未満  
出所) Ibid., p.190及びTable1より作成。

<表一5> US企業の国外所得 主要産業別 2000年

単位：億ドル

	国外源泉 総所得 (-損失)				国内源泉						石油及び ガス抽出 所得	外国支店 所得
	配当	クローアップ 配当所得	利子	債券、ロイヤ リティ及び 手数料	サービス所得	その他 所得	その他 所得	その他 所得	その他 所得			
全産業	4,389.9	759.7	327.2	710.5	673.3	253.7	1,665.7	253.4	944.8			
農林水産業	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0			
鉱業	67.6	8.3	3.7	3.1	3.6	8.1	40.7	9.4	20.1			
公益事業	16.7	6.8	0.9	0.9	0.2	0.8	2.7	0.2	0.7			
建設	2.5	0.9	0.4	0.0	0.2	0.7	0.2	0.0	0.0			
製造業	2,106.4	547.6	251.8	93.7	409.0	27.3	777.0	223.3	203.9			
食品	59.3	20.0	9.1	1.1	8.6	0.2	20.2	0.0	10.1			
飲料及びタバコ	109.1	38.7	19.0	2.8	22.1	2.6	23.9	0.0	14.6			
石油及び石炭製品	478.0	122.8	70.3	20.9	4.0	5.1	254.9	223.3	57.8			
化学	321.4	94.7	42.1	8.6	74.0	3.9	98.0	0.0	32.2			
薬品及び関連製品	153.8	42.2	20.1	2.6	41.2	1.9	45.6	0.0	12.8			
コンピュータ及び電子製品	591.6	128.7	57.9	11.5	203.1	4.1	186.3	0.0	40.9			
電気設備及び関連製品	115.5	19.6	5.7	23.4	16.7	0.7	49.3	0.0	1.4			
輸送設備	181.2	47.6	15.7	13.0	43.6	5.9	55.5	0.0	16.5			
自動車及び同関連製品	133.6	36.4	12.7	8.1	35.5	0.2	40.8	—	13.4			
卸売及び小売	135.4	29.3	11.1	5.0	21.6	6.5	61.7	14.4	30.7			
輸送及び倉庫	137.9	4.8	2.0	1.2	7.5	110.0	19.1	0.0	63.8			
情報	364.2	32.9	12.1	5.7	168.5	21.8	123.1	0.0	38.8			
金融、保険、不動産等	824.5	61.8	15.5	261.2	12.3	30.0	443.7	0.0	191.7			
商業銀行等	3.2	—	—	3.2	—	—	—	—	—			
非預金性仲介金融	102.8	8.3	1.3	25.9	1.3	11.1	54.9	—	16.0			
証券、商品取引等	437.8	37.2	10.0	162.0	7.4	5.3	216.0	0.0	61.9			
保険	279.0	16.1	4.2	69.8	3.0	13.5	127.3	0.0	113.7			
サービス	734.6	67.2	29.5	335.2	56.9	48.4	197.5	6.2	395.1			
専門的及び技術的サービス	100.2	5.7	2.2	2.7	22.2	37.5	29.8	0.0	41.2			
持株会社管理	569.4	54.1	24.1	326.3	20.4	1.0	143.6	6.2	333.6			

注) 1) —は1,000万ドル未満。  
出所) Ibid. Table2より作成。

のとして配当所得を外国税分一表中の「みなし支払外国税」一だけ「グロス・アップ」して算定するものである<sup>10)</sup>。また、「石油及びガス抽出所得」は、石油及びガス抽出、その売買等関連事業から生ずる所得であるが、納税者が石油及びガスに経済的利害を有していない場合や、販売もしくは購入価格が公正な市場価格から乖離している場合には、これに関連して生じた外国税の控除が認められず、こうした特殊性から別記されている。

この所得別統計を産業別、国別にクロスして見ることは残念ながら出来ないが、後に見る地域別国別特徴と重ねて検討することは、どのような産業の企業がどの地域をどのような所得を稼得するべくその戦略を展開しているかを推測する上できわめて重要である。

**【2. 国外源泉所得と経費控除、税】** 外国税額控除の配分は経費の配賦に大きく依存する。控除限度額は支払外国税額の全額、もしくは全世界課税対象所得に対する国外源泉所得の比率に合衆国所得税を掛けた額のいずれか小さい方であり、経費が国外源泉所得に配賦される程度に応じて国外源泉所得が減額され、逆に控除対象外国税額も減額される。経費には確定的配賦分と、国外源泉所得と国内源泉所得に配分される研究・開発費、利子及びその他管理経費—役員報酬、法的・会計的費用、一般管理費、広告及びマーケティング費用など—の非確定的配賦分がある。とりわけ後者は、税務行政をめぐって徴税当局と納税者とのコスト・シェアリングに関する認識の相違を生ずる原因ともなり、企業にとってはいわば「ニッチ財務戦略」の対象となる制度的実体的陥穽を意味している。96年比でも研究・開発費、利子支払いを中心にこの非確定的経費配賦額は1253.8億ドルに、41.9パーセントもの増加を示した。

<表-6>はまた経費控除の内訳の産業別構成を見ている。このうち非確定的配賦経費の産業別内訳を見ると、製造業が474.5億ドル、37.8パーセント、情報、金融・保険等、サービスが315.5億ドル、25.2パーセントを占める中で、とりわけ当然のことながら技術集約的な化学、コンピュータ及び電子製品、出版、映像及び音響などの分野で研究・開発費比率が高く、この3分野のみで87.4億ドルと研究・開発費控除総額の76.9パーセントを占める。同時にこれまた当然のことながら総額637.8億ドルに及ぶ利子控除については金融・保険等とサービスでその64.8パーセント占める一方、コンピュータ及び電子製品、電気設備及び同部品、輸送設備などでは非確定的経費に占める利子の割合が極めて高いことが特徴となっており、これらの分野における資金調達など財務戦略の重要性を示している。

**【3. 所得源泉の国別地域別構成とタックス・ヘイヴン】** <表-7>は国別・地域別に所得種類別所得、経費控除、外国税を見ている。全世界平均で見ると、配当、利子、賃貸料・ロイヤリティ及びライセンス手数料、その他所得が各々17.2、16.3、15.3、37.9パーセントとその太宗7割強を占める中で、EU諸国がなによりも総合的所得源泉地域となっていることがわかる。

&lt;表-6&gt; US企業の国外経費控除, 主要産業別 2000年

単位: 億ドル

	経費控除					石油及びガス 抽出所得控除
	確定控除	非確定控除	研究・開発	利子		
全産業	2,423.2	1,169.4	1,253.8	113.6	637.8	69.9
農林水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	40.7	32.5	8.2	0.1	3.2	2.4
公益事業	6.9	1.8	5.1	0.3	4.2	0.1
建設	0.7	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0
製造業	898.6	424.1	474.5	89.5	194.7	62.3
食品	27.0	16.9	10.1	0.4	6.4	0.0
飲料及びタバコ	40.1	13.0	27.1	0.4	5.9	0.0
石油及び石炭製品	153.4	124.3	29.1	0.3	22.4	62.3
化学	141.7	51.8	89.9	26.4	30.5	0.0
薬品及び関連製品	57.6	15.6	41.9	15.0	10.7	0.0
コンピュータ及び電子製品	240.2	94.9	145.3	44.1	13.3	0.0
電気設備及び関連製品	77.6	27.2	50.3	1.3	41.3	0.0
輸送設備	103.6	44.2	59.4	7.2	47.8	0.0
自動車及び同関連製品	78.4	27.4	51.0	4.6	43.3	—
卸売及び小売	76.1	54.9	21.2	0.2	8.0	5.2
輸送及び倉庫	121.8	119.1	2.7	0.4	1.7	0.0
情報	224.5	120.8	103.7	18.5	12.4	0.0
金融、保険、不動産等	540.7	217.8	322.8	2.8	174.5	0.0
商業銀行等	2.5	—	2.5	—	0.2	—
非預金性仲介金融	85.7	53.6	32.1	0.7	10.9	—
証券、商品取引等	261.1	49.9	211.2	2.1	152.0	0.0
保険	190.6	113.9	76.8	0.0	11.1	0.0
サービス	513.5	197.7	315.5	1.7	239.2	0.0
専門的及び技術的サービス	78.0	63.6	14.4	1.7	3.2	0.0
持株会社管理	395.2	105.5	289.7	0.0	228.9	0.0

注) —は1,000万ドル未満。

出所) *Ibid.*

また、タックス・ヘイヴン地域ではその個別的特徴を別にしてカリブ海諸国、その他西半球、オランダ、スイスなどで40.0～42.5パーセントと配当所得の比率が際立って高く、ANIES 4か国ではフランス、ドイツ、イタリアなどと類似して27.8パーセントと賃貸料、ロイヤルティ及びライセンス手数料の比率が高い。ただし、表には別記していないが歴史的に直接投資よりも借款による外資導入を優先してきた韓国に対してのみは利子所得の比率が32.9パーセントと群を抜いて高い。

また、中国、合衆国属領—実質的にはプエルト・リコーでは賃貸料、ロイヤルティ及びライセンス手数料が際立っていることも特徴的で<sup>11)</sup>、一部タックス・ヘイヴン（バハマ）とその多くが抽出型産業に関連している中東、南アフリカ（共和国）で支店所得の比率が高いことも特徴となっている。

こうした中で、タックス・ヘイヴン諸国・地域だけを個別に見たのが<表-8>である。こ

<表-7> 国外源泉所得と税 国別・地域別 2000年

単位：件数、億ドル

申告数	所得				所得				外国支店 所得	経費控除 控除総額	石油及びガス 抽出所得控除	(1)調整前課税 所得(-損失)	
	総所得 (-損失)	配当	クローニング 配当所得	利子	貸付料、ロイヤ リティ及びライセンス 手数料	サービス 所得	その他 所得	石油及びガス 抽出所得					
全世界	5,917	4,389.9	759.7	327.2	710.5	673.3	253.7	1,665.7	253.4	944.8	2,423.2	69.9	1,966.8
カナダ	1,579	284.0	59.1	35.3	43.9	36.6	10.5	98.7	9.2	40.7	125.9	1.2	158.1
フランス	1,020	432.4	89.7	21.2	126.8	50.6	15.6	128.6	6.6	88.4	228.2	2.7	204.2
ドイツ	662	121.2	16.8	8.0	28.9	20.0	3.7	43.8	—	21.6	65.9	—	55.3
中央アメリカ	255	16.6	3.8	0.6	3.7	1.4	0.4	6.7	—	4.4	8.2	—	8.4
カリブ海諸国	306	91.1	38.5	3.2	20.6	5.3	1.0	22.5	1.0	12.4	34.4	1.0	56.6
英領ケイマン諸島	164	65.3	32.3	2.2	19.0	4.1	0.1	7.5	—	9.3	23.2	—	42.1
南アフリカ	710	201.8	30.5	9.3	72.2	23.9	10.4	55.5	5.6	50.0	118.1	1.7	83.7
アゼルバイジャン	374	61.9	6.0	2.7	27.6	4.4	4.4	16.8	0.3	14.7	40.8	0.1	21.1
ブラジル	463	73.1	12.2	4.2	27.6	11.1	2.7	15.3	0.4	17.2	42.0	0.2	31.1
パナマ	276	17.4	6.7	1.1	3.0	1.8	0.5	4.3	1.6	3.0	6.1	0.5	11.3
その他西半球	279	100.7	40.3	6.5	30.0	9.1	1.8	13.0	14.0	19.2	35.3	0.3	65.5
ヨーロッパ	2,644	1,657.2	335.8	162.7	286.3	256.1	63.3	553.0	93.5	341.7	853.5	29	803.6
EU <sup>1)</sup>	2,553	1,445.3	293.4	149.3	257.1	217.5	56.4	471.5	63.4	300.8	7.7	16.4	677.0
アジア	556	104.8	20.3	11.4	17.2	26.9	5.1	24.0	—	7.9	55.9	—	48.9
オーストラリア	558	201.3	42.8	31.2	18.0	43.3	13.9	52.1	0.8	45.7	99.3	—	102.0
ニュージーランド	427	50.7	8.5	6.3	5.5	13.6	2.6	14.3	—	9.8	29.3	—	21.4
インド	884	147.3	62.1	27.8	10.7	18.9	2.5	25.3	3.5	6.6	56.0	0.5	91.3
UK	1,681	673.2	83.5	35.2	179.5	47.2	28.0	300.0	50.9	189.0	408.5	14.4	264.7
その他ヨーロッパ	397	150.5	38.0	12.6	23.3	28.7	1.6	46.4	18.8	30.2	57.9	5.7	92.7
アジア	311	84.0	35.7	11.3	7.2	16.7	1.1	12.0	—	8.3	28.3	—	55.8
東ヨーロッパ	358	59.6	4.4	0.8	5.5	9.8	4.4	34.6	11.2	10.8	25.2	3.7	34.4
アフリカ	392	81.4	9.5	4.3	4.6	4.9	5.5	52.7	40.0	20.5	33.6	8.9	47.8
アジア	1,423	947.1	133.8	86.7	122.1	196.2	27.4	380.8	70.7	319.0	536.9	25.5	410.2
中東	334	62.9	2.6	0.7	11.3	6.1	4.1	38.1	19.9	29.4	39.9	13.9	23.0
日本	1,034	399.5	73.4	67.7	25.1	81.8	4.7	146.8	13.0	127.3	200.6	—	198.9
中国	331	26.4	2.5	0.7	2.2	12.3	1.1	7.5	1.0	3.7	15.8	0.6	10.6
韓国	662	104.9	15.6	6.9	15.3	11.8	3.9	51.4	8.8	26.4	57.6	3.7	47.3
US属領	462	122.3	11.2	1.3	14.1	51.5	11.7	32.6	0.1	21.1	64.8	—	57.6
ANIEs 4	1,507	304.2	36.1	7.8	56.1	84.6	11.5	108.1	0.1	113.7	186.3	0.1	118.0
ASEAN 4	954	125.7	18.4	9.4	20.0	8.6	3.1	71.1	36.6	35.0	67.5	10.8	58.2
LANIEs 3 <sup>2)</sup>	1,499	256.2	35.0	14.9	84.1	35.5	10.8	75.9	0.7	53.5	148.2	0.3	107.5
主要金融センター <sup>3)</sup>	2,427	591.5	198.7	52.6	98.5	105.8	13.6	122.3	17.6	108.1	257.8	0.8	333.7
FSC配当	7	195.7	195.7	—	—	—	—	—	—	—	195.0	—	0.7

注) 1) EU: オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン及びイギリス (連合王国)。以下同様。  
2) メキシコ、アルゼンチン、ブラジルの合計。以下同様。  
3) 英領ケイマン諸島、その他西半球、オランダ、スイス、シンガポール、香港の合計。以下同様。

出所) *Ibid.*, Table3より作成。

〈表一8〉国外源泉所得と税 主要タックス・ヘイヴン 2000年

単位：件数、100万ドル、%

	申告数	(1)国外源泉総所得（－損失）							石油及び ガス抽出 所得	外国支店 所得	(2)経費 控除	(3)外国 税額	税率 (3)/(1)(2)
		配当	クロス・ アップ 配当所得	利子	賃貸料、 ロイヤルティ 及びライセン ス手数料	サービ ス 所得	その他 所得						
英領ケイマン諸島	164	6,532.3	3,231.4	223.2	1,900.3	414.6	12.3	750.6	—	934.5	2,320.1	225.2	5.3
バハマ	94	2,738.5	390.3	66.6	1,414.8	30.1	3.1	833.5	66.6	1,727.1	1,367.8	67.0	4.9
バミューダ	201	6,469.6	3,411.9	556.5	1,235.0	836.8	158.9	270.5	1,336.6	129.7	1,736.3	556.7	11.8
蘭領アンチルス	70	474.0	133.9	16.9	218.7	12.4	3.6	88.4	—	-2.1	180.1	28.4	9.7
オランダ	884	14,730.2	6,207.4	2,783.2	1,071.6	1,885.5	252.4	2,530.1	353.9	656.5	5,604.3	2,998.8	32.9
スイス	311	8,404.6	3,571.7	1,127.1	720.6	1,670.4	113.3	1,201.5	—	831.0	2,829.5	1,264.6	22.7
アイルランド	241	6,024.7	1,795.0	297.5	471.5	2,931.8	89.3	439.6	—	305.7	2,100.5	317.6	8.1
シンガポール	423	10,303.8	1,282.7	220.3	1,227.4	5,186.6	481.7	1,905.1	0.3	2,370.8	2,287.1	432.9	5.4
香港	366	9,109.3	1,546.6	263.2	1,932.4	501.5	322.8	4,542.8	—	4,103.7	4,591.4	403.5	8.9
バハマ	155	819.1	277.9	30.9	220.4	48.8	8.9	232.2	—	204.0	413.9	41.0	10.1
リビア	26	50.4	21.1	1.1	22.0	—	0.8	5.5	—	—	21.4	—	—

注) —は10万ドル未満。

出所) *Ibid.*

のうち西半球タックス・ヘイヴンは金融活動などいわゆる受動的所得の事業基地であり、通常必ずしもタックス・ヘイヴンには含まれないがアイルランドは製造業に対する各種の優遇措置をともなったいわば「製造業タックス・ヘイヴン」というべきで、ヨーロッパ大陸における最大タックス・ヘイヴン2か国すなわちスイスおよびオランダは金融活動、投資活動の基地としての性格が強く、シンガポール、香港は金融活動とともに製造業に対するタックス・ヘイヴンとしての位置を占めている<sup>12)</sup>。総所得で見るとアイルランド、シンガポール、香港3か国（地域）は254.4億ドルと、ヨーロッパ2大タックス・ヘイヴンの合計231.3億ドルを凌駕し、西半球主要タックス・ヘイヴン4か国（地域）は162.1億ドルといずれも巨額に上り、表に示した11か国（地域）のみで世界総国外源泉所得の15.0パーセントを占めた。

西半球タックス・ヘイヴンの中では英領ケイマン諸島とバミューダは配当所得の比率が各々49.5、52.7パーセントとほぼ過半を占め、バハマの支店所得が高いという特徴をともないながらバハマと蘭領アンチルスでは、親会社—子会社間の企業内金融によるものを含む利子所得が各々51.7、46.1パーセントと同様に半分前後を占め、前2者とは際立った対照を描いている。とくにバミューダは石油及びガス抽出所得が総所得の2割を超え、石油関連取引の基地となっている実態を示している。単純化のそしりを恐れずに言えばこれは、前者が子会社投資による持株会社などを通じた世界的「事業活動の窓口＝投資・事業基地」として機能していることを表わし、後者が銀行や金融子会社を通じた「資産運用の窓口＝資金調達基地」としての金融タックス・ヘイヴンとして機能していることを表わしている。

また、ヨーロッパ・タックス・ヘイヴンでは、配当所得の割合が各々42.1、42.5パーセントといずれも高く、アイルランド、シンガポールについては賃貸料・ロイヤルティ及びライセン

手数料所得の割合が各々49.7、50.3パーセントと高く、「製造業タックスヘイヴン」としてのその特徴を表わすとともに、シンガポール、香港についてはこれらいずれの諸国よりも大きく、とりわけ香港は総所得に占めるその割合が45.1パーセントに達しており、支店を通じた金融取引の大きさを明示している。さらに、著名な便宜置籍船国であるパナマとリベリアについては、配当、利子、その他所得が相応の比率を占めている。

タックス・ヘイヴン地域・諸国を源泉とする国外所得は、ヨーロッパ・タックス・ヘイヴンを除き、4.9～10.1パーセントという圧倒的低外国税率を享受している。サブパートF規定など各種のタックス・ヘイヴン対策税制やOECDにおける対策の強化＝「有害なる税の競争の排除」にもかかわらず、こうした低税率諸国・地域の存在が企業の国際財務戦略の展開にきわめて重要な要素となっている現実を雄弁に物語っている。

**【4. 所得バスケットと所得種類】**すでに触れたように国外源泉所得に対する外国税額控除には所得種類別バスケットごとに限度枠が設けられたり、控除認定に条件が付されるなど幾つかの制限が課せられている。＜表－9＞は、所得バスケット別に所得種類と関連外国税を見ている。表中、「高源泉課税利子所得」は輸出活動に関連した利子所得を除き5パーセント以上の源泉税率の対象となる利子所得、「非支配902条法人配当」はCFCでない直接投資企業すなわち10～50パーセント所有外国法人の配当所得を指し、企業ごとに所得バスケットが決められる。また、IC－DISC、DISC、FSCはそれぞれ輸出法人でWTOでの違反裁定（補助金認定）によって廃止されたが、移行措置によって繰延べられた分であり、「901条（j）所得」は合衆国による非承認国家、外交関係のない国家、テロ支援国家からの所得で外国税額控除は認められない。さらに「条約発生所得」とは個別の2国間租税条約で課税が免除された外国法人からの配当もしくはキャピタル・ゲインを指す。サブパートFの適用除外対象でもある海運所得は、船舶もしくは航空機の使用もしくは使用のためのリースから国外で生ずるすべての所得、船舶および航空機の使用に直接関連したサービスによる所得、かかるサービスのために使用された船舶および航空機の販売もしくは交換による収益、公海上もしくは領空外の空域で生み出された所得、である。

これら他のいずれにも属さない、通常の財取引による所得を含む一般限度枠所得が、申告件数、総所得額の各々59.3パーセント、61.0パーセント占める中で、金融サービス所得が総所得1,377.8億ドルを、受動的所得が117.6億ドル、海運所得が105.8億ドルを各々占め、この4バスケットで所得総額のほぼすべて、97.5パーセントを占める。またその所得種類はその他所得を別にして、受動的所得では当然のことながら配当、利子、賃貸料・ロイヤルティ及びライセンス手数料がその太宗を、高源泉税利子所得では利子所得がほぼそのすべてを、金融サービス所得では利子所得とサービス所得が、海運所得ではサービス所得がいずれもほぼ3分の2を

<表一 9 > 限度控別所得種類と外国税 2000年

単位：億ドル、%

申告件数	所得		配当	クロス・トラフ配当所得	利子	貸料、ロイヤリティ及び手数料	ネット所得	その他所得	石油及び天然ガス所得	外国支店所得	調整後課税所得(-損失)	外国税額
	総所得(-損失)	所得										
全所得	5,917	4,389.9	759.7	327.2	719.5	673.3	253.7	1,665.7	253.4	944.8	1745.7	525.1
受動的所得	2,461	1,176	520	5.7	320	3.3	—	24.6	—	20	81.5	8.4
高源泉課税利子所得	265	21.3	0.4	0.1	209	—	—	—	—	0.9	12.2	3.5
金融ネット所得	372	1,377.8	102.8	31.1	589.4	42.8	18.1	593.6	—	519.3	357.9	80.4
海運所得	46	105.8	3.2	1.4	0.7	66.0	67.1	26.7	—	46.2	9.2	1.8
非支配90%系法人配当	407	37.9	25.0	12.3	0.5	—	—	—	—	—	31.4	13.2
IC-DISCorHDFSC配当	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
限度控不分類所得	6	0.1	—	—	—	—	—	0.1	—	—	—	—
FSCorHFSC配当	78	49.9	49.9	—	—	—	—	—	—	—	0.7	—
一般限度控所得	3,511	2,677.2	525.8	276.5	66.6	620.4	168.4	1,019.6	253.4	376.4	1,251.0	417.5
90%系()所得	15	0.5	0.1	—	—	—	—	0.3	—	—	—	—
条約発生所得	19	1.8	0.4	0.1	0.3	0.1	0.1	0.8	—	0.1	13.4	0.4
< 製造業 >												
全所得	1,272	2,106.4	547.6	251.8	93.7	409.0	27.3	777.0	223.3	203.9	1,090.3	362.9
受動的所得	580	71.8	37.6	3.4	26.3	1.5	—	3.0	—	1.8	46.8	4.9
金融ネット所得	61	66.1	12.9	2.5	20.2	10.5	0.1	20.0	—	3.4	16.3	3.4
非支配90%系法人配当	172	21.3	13.4	7.7	0.1	—	—	0.1	—	—	17.8	8.2
FSCorHFSC配当	59	42.7	42.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般限度控所得	947	1,886.0	439.2	237.8	44.0	392.7	27.1	745.1	223.3	198.6	1,004.6	345.7
< 金融、保険、不動産 >												
全所得	917	824.5	61.8	15.5	261.2	12.3	30.0	443.7	—	191.7	226.4	46.1
金融ネット所得	144	785.2	57.9	15.0	254.7	10.7	16.7	430.2	—	182.9	211.6	44.1
一般限度控所得	338	31.2	1.4	0.2	1.8	1.5	13.2	13.1	—	8.7	9.8	1.0
< ネット >												
全所得	2,304	734.6	67.2	29.5	335.2	56.9	48.4	197.5	6.2	395.1	209.6	59.5
金融ネット所得	124	521.3	31.1	13.4	313.1	20.0	0.7	142.9	—	332.6	128.7	32.7
一般限度控所得	1,440	183.3	25.6	13.2	8.5	36.0	47.7	52.3	6.2	61.5	59.6	20.6

出所) Ibid, Table2より作成。

占めた。また産業別には表では主要バスケットのみを表示している。

### 第3章 US多国籍企業CFC（支配外国法人）の動向

【1. CFCの産業別・国別構成】 つぎにCFC統計から、合衆国多国籍企業の海外事業活動の中核をなす資産規模5億ドル以上の親企業の支配外国法人（多数株所有海外子会社）7,500社の資産、所得、税、企業内取引の実態とその特徴を見ておこう。前章までの統計数値と直接比較することはできないが、全外国税額控除申請企業5,917社（申請件数）の18.4%に当る合衆国親会社1,087社の資産と受取所得に関する限りその比較をすればここで取上げるCFC7,500社の総資産4.4兆ドルは外国税額控除申請企業の国内資産を含む世界総資産18.1兆ドルの24.1パーセントを占め、その総受取所得2.2兆ドルは親会社を含む合衆国企業の海外関連事業の規模を表わす国外源泉課税対象所得6.4兆ドルの34.4パーセントに達している。なお、本節で利用するCFC統計の産業分類はNAICS（North American Industry Classification System）によっており標準産業分類SICとは異なることに留意されたい<sup>13)</sup>。

支配外国法人（CFC）は合衆国株主による直接所有、間接所有、みなし所有を含む議決権株式の50パーセント超の少なくとも30日以上所有によって支配される外国法人を指し、合衆国株主は合算して10パーセント以上の所有者と定義されている。CFCは商務省の定義する多数株所有在外子会社（MOFA, Majority Owned Foreign Affiliates）と基本的に同義であり、だからこそその統計の性格の相違から、MOFA統計とは異なった多国籍企業の国際的展開の諸側面をうかがうことができ興味深い<sup>14)</sup>。

<表-10, 11>は、2000年末における総資産5億ドル以上の大規模合衆国企業1,087社のCFC7,500社—以下単にCFCはこれを表わす—の産業別、地域別・国別に見た、親会社数、CFC数、資産、総受取所得、経常収益、所得税、配当、サブパートF所得の分布と構成比を表している<sup>15)</sup>。CFCの2000年度末における世界計で見た資産は4兆3,674億ドルに上り、その総受取所得は2兆1,577億ドルで、同期間中の「アジア経済危機」の発生にもかかわらず、1994年における同7,500社の各々2兆330億ドル、1兆3,460億ドルから各々114.8パーセント、60.3パーセント、98年比では各々35.6パーセント、23.3パーセントの増加を示し、「多国籍企業の第2次大展開期」とも称すべき増加を記録した。

2000年におけるその税引前経常収益（earnings and profits）は2,076億ドル、所得税額は431億ドルに及び、1988年比では各々24.2パーセント、44.3パーセントの著しい増加を示した。とりわけ資産の増加に比し、収益の増加が著しいのは、行論で見ると金融・サービス取引の増大に関わって多国籍企業の活動のハイブリッド化が90年代を通して急速に進展した結果に他ならない<sup>16)</sup>。

<表一10>大規模 US7,500CFCの資産と所得 産業別 2000年末

親会社産業分類	US親会社	(1)CFC数	(2)資産(年末)	(2)/(1)	(3)総受取所得	(4)税引前経常		(5)所得税		(6)税引後利益		(7)親会社配当		(8)7年 <sup>1)</sup> -NF所得
						収益(-)損失	(4)/(2)	(4)/(2)	(5)/(4)	(6)/(3)	(7)/(6)	(8)/(3)		
全産業	1087	7,500	43,673.7	5.8	21,577.4	2,075.8	4.8	431.4	20.8	1,644.3	7.6	319.2	19.4	293.7
原材料及び機械・生産	107	435	24,903.3	5.7	1,094.6	2,562.2	10.3	79.0	30.8	1,771.1	16.2	50.2	28.3	8.4
農林水産	15	27	50.4	1.9	40.3	0.8	1.6	0.1	12.5	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	63	248	1,243.5	5.0	566.7	2,188	17.6	75.5	34.5	1,433	25.3	50.1	35.0	7.2
石油及び石炭抽出	46	189	1,034.3	5.5	492.2	2,169	21.0	73.0	33.7	1,439	29.2	49.0	34.1	6.6
公益事業	36	160	1,196.4	7.5	487.7	36.6	3.1	3.4	9.3	33.2	6.8	0.1	0.3	1.3
財生産業	496	2,197	9,300.6	4.2	10,020.0	809.1	8.7	172.1	21.3	637.0	6.4	143.0	22.4	79.9
建設	17	41	82.9	2.0	88.6	8.7	10.5	2.1	24.1	6.6	7.4	0.4	6.1	0.2
製造業	484	2,156	9,217.7	4.3	9,931.7	800.4	8.7	170.0	21.2	630.4	6.3	142.6	22.6	79.7
食品	34	170	490.3	2.9	529.1	42.2	31.1	11.2	26.5	31.1	5.9	12.0	38.6	5.1
飲料及びタバコ	14	83	377.6	4.5	457.3	69.6	18.4	13.9	20.0	55.6	12.2	9.9	17.8	3.5
紙	29	96	361.1	3.8	205.9	15.5	4.3	4.5	29.0	11.0	5.3	0.5	4.5	1.9
石油及び石炭製品	14	52	392.3	7.5	742.1	34.2	8.7	12.0	35.1	22.2	3.0	13.9	62.6	3.6
化学	106	511	2,437.0	4.8	1,624.3	2,682.2	11.0	40.4	15.1	2,277.7	14.0	27.9	12.3	24.2
薬品及び関連製品	29	162	1,412.1	8.7	792.2	1,869.9	13.2	21.8	11.7	1,651.1	20.8	19.3	17	16.7
その他化学	85	349	1,024.9	2.9	832.1	81.3	7.9	18.6	22.9	62.7	7.5	11.5	18.3	7.6
プラスチック及びゴム	30	83	244.8	2.9	217.6	14.0	5.7	3.6	25.7	10.4	4.8	1.1	10.6	0.2
加工金属	33	87	1,638	1.9	1,321	7.1	4.3	2.2	31.0	5.0	3.8	0.3	6.0	1.2
機械装置	41	112	3,222	2.9	3,485.6	15.6	4.8	4.6	28.5	11.1	3.2	4.1	36.9	2.8
コンピュータ及び電子製品	92	288	1,868.3	6.3	2,326.2	1,703.3	9.1	34.4	20.2	1,359	5.8	5.2	38.4	17.9
電気設備及び関連製品	47	120	270.1	2.3	282.6	24.3	9.0	4.2	17.3	20.1	7.1	0.6	3.0	0.6
輸送設備	47	234	1,346.5	5.8	2,364.9	67.4	5.0	21.1	31.3	46.4	2.0	12.5	26.9	10.1
自動車及び部品	37	212	1,277.5	6.0	2,304.0	60.7	4.8	19.8	32.6	40.9	1.8	12.2	29.8	9.9
財流通及び輸送	290	915	2,630.1	2.9	4,754.0	1,692.2	6.4	44.5	26.3	124.7	2.6	26.0	20.9	37.4
卸売	220	700	1,920.3	2.7	3,668.1	1,252.2	6.5	30.1	24.0	95.1	2.6	24.5	25.8	30.4
機械・設備	29	88	364.7	4.1	637.3	23.1	6.3	4.2	18.2	18.9	3.0	1.4	7.4	6.6
薬品	20	60	201.5	3.4	219.7	26.9	13.3	5.3	19.7	21.6	9.8	4.2	19.4	4.9
石油製品	13	68	234.4	3.4	717.5	-1.0	-0.4	1.8	-	-2.8	-0.4	6.3	-225.0	1.8
その他卸売	167	468	1,076.6	2.3	2,040.6	73.6	6.8	18.1	24.6	55.5	2.7	11.6	20.9	16.6
小売	63	138	548.5	4.0	887.3	39.8	7.3	12.9	32.4	26.9	2.7	1.3	4.8	4.7
輸送及び倉庫	39	77	1,620	2.1	98.6	4.2	2.6	1.5	35.7	2.7	2.7	0.3	11.1	2.4
情報	85	298	1,659.0	5.6	498.2	10.0	0.6	10.2	102.0	-0.2	0.0	5.5	-2750.0	4.1
放送・通信	43	198	1,344.7	6.8	310.6	-23.6	-1.8	6.6	6.6	-	-30.2	-9.7	2.8	-9.3
金融・保険、不動産等	360	1,713	18,257.1	10.7	2,129.2	3,586.6	2.0	65.4	18.2	293.2	13.8	3.9	8.2	83.2
現金貸付	31	123	2,043.3	16.6	1,860.0	46.9	2.3	9.8	20.9	37.1	19.9	1.0	2.7	10.1
非現金貸付	105	356	3,084.4	8.7	3,085	68.2	2.2	12.6	18.5	55.6	18.0	9.6	17.3	8.8
証券・商品取引等	178	570	8,860.3	15.5	798.1	1,346	1.5	23.8	17.7	110.8	13.9	8.6	7.8	4.3
保険	79	253	1,984.6	7.8	540.6	38.5	1.9	10.2	26.5	28.3	5.2	0.7	2.5	13.8
クレジット・信託等	71	173	1,555.4	9.0	1,630	43.8	2.8	5.2	11.9	38.6	23.7	2.1	5.4	14.0
不動産及び賃貸	73	238	7,290	3.1	1,330	26.5	3.6	3.8	14.3	22.7	17.1	1.8	7.9	2.3
サービス	568	1,939	9,329.5	4.8	3,079.9	472.3	5.1	60.2	12.7	41.2	13.4	70.6	17.1	80.5
専門的及びサービス	553	1,812	8,988.2	5.0	2,860.2	453.8	5.0	55.1	12.1	398.7	13.9	68.9	17.3	79.8
リース、リース及びリース	20	81	2,530	3.1	1,529	12.8	5.1	4.3	33.6	8.5	5.6	1.4	16.5	0.1

注) 1) 小産業分類は受取所得100億ドル以上のみを表示。以下同じ。  
 2) ひとつの親会社が複数国のCFCを申告するため合計とは異なる。以下同じ。  
 出所) Mahoney, Lee and Jason Wenrich, Controlled Foreign Corporations, 2000, SOI Bulletin, Summer 2004, Tableより作成。



＜表-12＞USFC7,500社の資産と所得 主要タックス・ヘイヴン 2000年

単位：件数、100万ドル

	US親会社数	(1)CFC数	(2)資産(年末)		(3)総受取所得	(4)経常収益(-損失)		(5)所得税		(6)税引後利益		(7)親会社配当		(8)オフショア所得	
			(2)/(1)			(4)/(2)	(5)/(4)	(6)/(3)	(7)/(6)	(8)/(3)					
英領ケイマン諸島	134	283	198,085.4	699.9	39,443.0	8,865.2	4.5	793.7	9.0	8,071.6	20.5	1,479.2	18.3	2,170.1	5.5
ハバマ	32	63	29,601.7	469.9	14,437.5	1,095.2	3.7	241.1	22.0	854.1	5.9	311.7	36.5	441.7	3.1
ハミューダ	106	181	133,882.4	739.7	44,997.3	8,680.9	6.5	1,130.9	13.0	7,550.0	16.8	2,163.2	28.7	2,530.9	5.6
蘭領アンナリス	21	27	15,852.5	587.1	931.0	323.3	2.0	47.2	14.6	276.1	29.7	5.3	1.9	154.5	16.6
オランダ	289	554	485,860.5	877.0	219,551.1	26,949.4	5.5	4,381.5	16.3	22,567.9	10.3	1,477.3	6.5	4,596.7	2.1
スイス	107	173	152,934.2	884.0	80,220.9	10,980.7	7.2	939.7	8.6	10,041.0	12.5	448.5	4.5	3,077.3	3.8
アイルランド	105	176	108,761.7	618.0	49,367.5	11,769.4	10.8	1,103.1	9.4	10,666.3	21.6	283.9	2.7	2,229.6	4.5
シンガポール	75	109	56,639.1	519.6	54,784.4	5,269.2	9.3	440.7	8.4	4,828.5	8.8	71.4	1.5	1,087.8	2.0
香港	70	111	50,962.5	459.1	31,532.8	3,776.3	7.4	455.7	12.1	3,320.6	10.5	762.0	22.9	781.0	2.5
パナマ	25	37	6,664.8	180.1	3,514.3	359.7	5.4	50.5	14.0	309.2	8.8	166.0	53.7	124.5	3.5
ベリア	12	16	7,405.8	462.9	2,094.1	237.4	3.2	37.8	15.9	199.6	9.5	46.5	23.3	80.8	3.9

出所) *Ibid.*

表から看取しうる特徴を概括しておこう。＜第1＞に、地域的にはCFCの過半52.7パーセントはとりわけEU諸国中心にヨーロッパに分布し、主要金融タックス・ヘイヴンを中心に控えめに見た主要金融タックス・ヘイヴンに23.1パーセント、いわゆるDAEs (Dynamic Asian Economies, 表中のANIEs 4か国とASEAN 4か国) とメキシコ、ブラジル、アルゼンチンのLANIEs 3か国に14.9パーセントが分布している。とりわけタックス・ヘイヴン諸国におけるCFCの増加は、サービス、金融取引などの拡大にともなう受動的所得関連活動の著しい増加を反映している。

＜第2＞に、資産の61.2パーセント、2兆6,722億ドルが同様にヨーロッパとりわけEU諸国に分布する一方、主要金融タックス・ヘイヴン資産は25.3パーセント、1兆2,119億ドルに上っている。とりわけ全産業の資産の21.3パーセント、EUにおけるその19.7パーセントが製造業CFC資産であるのに対し、主要金融タックス・ヘイヴン諸国における資産の65.3パーセントが情報、金融・保険等、サービスなど受動的所得関連CFCに集中している。なかでも持株会社の国外源泉所得などが無税であるオランダ、英領ケイマン諸島、スイス、バミューダは単独で各々全CFC資産の各々9.5、4.5、3.5、3.1パーセントを占め、際立った位置を示している（＜表-12, 13＞参照）。OECDにおける「有害な税の競争」に関する議論の直接的背景となった実態がここに見取れる。

また、CFC 1社当りの資産規模を見ると、全世界、全産業平均が5億8,200万ドルであるのに対し、金融関連CFCは平均でも10億ドルを超える規模を示す一方、スイスと並んでヨーロッパ最大のタックス・ヘイヴンであるオランダを除いても、EU・CFCの金融・保険等における資産規模は14億ドルを超え、財生産の平均4億ドル弱を大きく上回る。他方、タックス・ヘイヴン諸国においても金融・保険等の資産規模が大きいとともにおよそその4分の1を占める財生産一親会社分類であることに留意—の資産規模も10億ドルを上回っている。こうした

<表-13> USFC7,500社の資産、所得と収益 地域別産業別比率，2000年末

単位：件数、億ドル、%

	US親会社 <sup>1)</sup>	(1)CFC数	(2)資産(年末)	(3)総受取所得	(4)税引前経常収益(-損失) (4)/(3)	
世界計	1,087	7,500	43,673.7	21,577.4	2,075.8	9.6
原料及びエネルギー生産	107	435	2,490.3	1,094.6	256.2	23.4
財生産	496	2,197	9,300.6	10,020.3	809.1	8.1
財の流通及び輸送	290	915	2,630.8	4,754.0	169.2	3.6
情報	85	298	1,658.0	498.2	10.0	2.0
金融、保険他	360	1,713	18,257.1	2,129.2	358.6	16.8
サービス	568	1,939	9,329.5	3,079.9	472.3	15.3
カナダ計	391	708	4,069.0	2,798.5	247.6	8.8
原料及びエネルギー生産	45	69	540.0	272.8	46.7	17.1
財生産	179	221	1,053.4	1,530.7	94.0	6.1
財の流通及び輸送	84	93	335.6	622.9	19.5	3.1
情報	12	19	97.0	41.0	18.0	43.9
金融、保険他	98	174	1,467.2	188.5	18.6	9.9
サービス	97	132	575.8	142.6	50.9	35.7
EU計	721	3,636	24,775.0	10,617.3	992.8	9.4
原料及びエネルギー生産	38	82	749.8	368.9	102.2	27.7
財生産	328	1,059	4,891.8	4,911.8	368.5	7.5
財の流通及び輸送	179	406	1,203.9	2,121.4	80.2	3.8
情報	55	153	957.8	208.7	-12.4	-5.9
金融、保険他	216	772	10,999.9	1,166.5	173.8	14.9
サービス	428	1,162	5,966.1	1,838.9	280.2	15.2
日本計	142	248	1,762.3	1,576.3	102.5	6.5
財生産	72	106	590.2	878.7	54.6	6.2
財の流通及び輸送	55	67	205.2	421.9	17.9	4.2
情報	6	8	8.3	9.6	0.0	0.0
金融、保険他	17	36	750.1	111.1	18.5	16.7
サービス	22	31	208.5	155.0	11.5	7.4
ANIEs2(香港、シカゴ・ホール)	145	220	1,076.0	551.0	90.5	16.4
財生産	50	59	268.5	357.1	37.8	10.6
財の流通及び輸送	50	58	145.1	337.8	10.3	3.0
金融、保険他	33	54	489.0	82.2	16.4	20.0
サービス	37	45	130.1	85.2	12.3	14.4
LANIEs3	366	671	2,417.3	1,637.9	101.6	6.2
原料及びエネルギー生産	35	69	288.6	138.3	16.6	12.0
財生産	187	254	850.3	758.6	48.6	6.4
財の流通及び輸送	50	55	254.6	267.3	9.8	3.7
情報	22	54	216.8	101.9	-2.5	-2.5
金融、保険他	69	108	507.7	113.8	16.6	14.6
サービス	105	149	504.4	223.4	4.6	2.1
主要金融タックス・ヘイヴン計 <sup>1)</sup>	781	1,146	10,083.6	4,705.2	645.3	13.7
原料及びエネルギー生産	38	66	349.3	175.1	68.4	39.1
財生産	215	261	2,469.8	1,848.8	277.2	15.0
財の流通及び輸送	152	169	637.9	1,273.7	50.1	3.9
情報	29	48	407.0	72.8	-1.0	-1.4
金融、保険他	232	393	3,558.1	400.9	96.5	24.1
サービス	314	466	2,617.5	913.0	149.8	16.4
OPEC計	49	74	320.7	145.3	22.3	15.3
原料及びエネルギー生産	12	18	79.3	21.9	-2.4	-11.0
財生産	16	18	62.7	28.3	5.7	20.1
財の流通及び輸送	8	8	21.6	24.9	1.3	5.2
サービス	12	16	43.2	12.9	3.3	25.6

注) 1) 主要金融タックス・ヘイヴン計：英領ケイマン諸島、バミューダ、オランダ、スイス、シンガポール、香港の合計。  
出所) *Ibid.*, Table3より作成。

事実は、製造業における米系多国籍企業の対ヨーロッパ進出の歴史が旧く、簿価で測ったその資産規模が相対的に小規模に表わされることとともに、「経済のグローバル化と金融化、無体資産化」を急速に主導しつつある多国籍企業の新展開、とりわけ金融取引のみならず製造業企業にとっても金融取引、技術取引、情報取引などタックス・ヘイヴン子会社の利活用が広範に展開されつつあることの表れでもある。

＜第3＞に、＜表-13＞に見られるように国・地域別、大分類産業別では、当然のことながらカナダ、オランダを除くEU、日本など先進国市場では金融・保険等のCFC資産が1兆2,535億ドル、47.4パーセントを占める一方、財生産、財流通・輸送CFCも2兆6,448億ドル、24.6パーセントを占めるのに対し、主要金融タックス・ヘイヴンでは情報、金融・保険他、サービスの3分野で総資産1兆83億ドルの65.3パーセントを占め、対照的姿が浮き彫りになる。さらに、製造業CFCのみを取上げるとその総資産9,301億ドルに占める割合は、オランダを含むEUが52.6パーセント、シンガポール、香港、ブラジル、メキシコの4か国・地域が9.4パーセントを占めその他ヨーロッパ、日本、アジア諸国とともに世界的製造拠点となっていることを示している。

＜第4＞に、こうしたCFC資産の配分に応じてその受取総所得2兆1,577億ドルの各々46.4, 22.0, 14.3, 9.9パーセントを財生産、財流通及び輸送、サービス、金融・保険等、などの順で占めている。とりわけ、サービスと情報は98年以後最大の伸び率を記録し、前者は資産で47.7パーセント、受取総所得で70.5パーセント増加、後者は各々130.9パーセント、53.3パーセントの増加を示した<sup>17)</sup>。IT革命が進展し、サービス取引、金融取引の重要性が増加したことによる世界貿易、国際取引の変容に果たす多国籍企業とその子会社の牽引的役割のほどを浮彫りにして興味深い。こうした変化を反映して、情報、金融・保険等、サービス3部門が全産業受取総所得の26.5パーセントを占めるに至った中で、タックス・ヘイヴン地域のそれは世界合計の23.5パーセント占め、前述したように＜表-12＞における主要金融タックス・ヘイヴンのこれら3部門は受取総所得1兆84億ドルのほぼ3分の2を占めるに至ったのである。

なお、ついでながら＜表-13＞中の主要金融タックス・ヘイヴンのサービス業CFC466社のうち248社はオランダが占め、ANIEs 2に関して、金融・保険他の経常収益は香港、同じくサービスはシンガポール、LANIEs 3のサービスはメキシコが各々その圧倒的部分を占めること、また、スイス、シンガポール、香港には原料及びエネルギー生産業種に分類されるCFCが、またシンガポール、香港については情報産業に分類されるCFCがないことを指摘しておこう。それぞれがその地域別・産業別特質を表わしている。さらに＜表-13＞の元となる産業別・国別クロス統計には、＜表-11＞に含まれるすべての国は表示されておらず、一部他表の数値と異なるので留意されたい。

＜第5＞に、税引前経常収益 (current earnings and profits), 所得税, 税引後経常収益に

については、赤字企業との相殺効果によって実態をゆがめる可能性があることから原表は黒字企業のみの数値も表示しているが、ここでは表に示されたよりマクロな特徴を指摘するにとどめておこう。2000年にCFC7,500社は史上最高の税引前経常収益2,076億ドルを記録し、その受取総所得に対する利益率は4.8パーセント、税引後のそれは7.6パーセントだった。経常収益の7割以上がEU、その他西ヨーロッパ、日本など先進国市場におけるCFCによるものであり、半分近くが財生産、財の流通・輸送に関わるCFCによる一方、産業別には鉱業のうち石油及びガス抽出業、製造業のうち化学とりわけ薬品及び関連製品、情報のうち出版、預金性・非預金性金融取引、ファンド・信託、不動産取引・賃貸、サービスなどで税引後収益の対受取総所得収益率が極めて高いことがその特徴となっている。また、石油及びガス抽出などを除きその税引前経常収益の対資産収益率との相違が大きいこれらの産業では、所得税負担率—必ずしも正確な実効税率を表わすものではないが—が低いことが特徴となっており、この意味でも多国籍企業にとって税務戦略の果たす重要性を明示する数値となっている。

同様に総受取所得に対する税引後利益で測った利益率を地域別に見ると、総受取所得の1パーセントに満たないOPECのそれが12.5パーセント記録したことを別にして、その27.5パーセントを占めた主要タックス・ヘイヴンのそれは英領ケイマン諸島の20.5パーセントを筆頭に平均11.6パーセントを記録した。製造業を中心としたUS属領、ANIEs 4、ASEAN 4の高利益率とともに、その金融・サービス、無体資産取引を中心とするその産業別構成の特徴と兼ね合わせ「前・後工程」の高利益率が国際的特徴ともなっていること指し示す事実である。

また税引前経常収益に対する所得税の比率では、世界平均が20.8パーセントであるのに対し、ここで取上げた典型的タックス・ヘイヴンであるカリブ海諸国、その他西半球、オランダ、スイス、シンガポール、香港では各々9.0、12.3、16.3、8.6、8.4、12.1パーセント、これら地域の平均で12.2パーセントに過ぎなかった（<表-11>）。

<第6>に、親会社への配当とサブパートF所得についてみておこう<sup>18)</sup>。歴史的に合衆国政府と議会は一方で多国籍企業の国際的展開の促進を図る各種の政策を展開しながら、他方ではそれにとまう国内産業の空洞化と課税ベースの縮小を問題としてきた。居住地主義に基づく全世界所得原則を採用する合衆国税制にあっては、原則として外国子会社の利益はそれが配当として本国に償還されるまで課税は繰延べられる。いわば「税の空洞化」を示す最良の指標は前章で見た外国税額控除であるが、ここではCFCの親会社への配当の産業別・地域別特徴と、タックス・ヘイヴンでの利益の滞留と運用・再投資によるその拡大を防止するため1962年ケネディ税制改革で導入され、本国償還の有無に関わらずその特定外国基地会社所得（foreign base company income）に課税されるサブパートF所得の動向について外観しておこう。

繰延べや繰越し等を含むことを前提に総額319億ドルに及ぶ2000年度の親会社への配当の税引後収益に対する比率を見ると、平均値が19.4パーセントを記録する中で、製造業では平均

22.4パーセント、なかでも食品、石油及び石炭製品、機械製造、コンピュータ及び電子製品、輸送設備、財流通及び輸送では卸売りなどの分野で高配当を記録している。3分の2超が在先進国CFCによる配当である一方、LA、その他西半球、ドイツなど一部ヨーロッパ諸国の配当率が高いものの、特徴は分散的である。

サブパートF所得は総額294億ドルのうち、当然のことながらその過半をタックス・ヘイヴン諸国が占める中で、スイスとオランダで26.1パーセント、カリブ海諸国とその他西半球で19.7パーセントを占めている。総受取所得に対するサブパートF所得の比率でも、世界全体の平均が1.4パーセントであるのに対し、主要タックス・ヘイヴン諸国・地域では<表-12>に見るように、蘭領アンチルススの16.6パーセントを筆頭に2.1~5.6パーセントを占めた。

なお、<表-12>にアイルランドを含めたのは、同国がシャノン自由空港を有し、また製造業に対する優遇税制をもつシンガポール同様のいわば「製造業タックス・ヘイヴン」としての特徴を有しているからである。

**【2. CFCの企業内国際取引とその特徴】**従来、アメリカ多国籍企業の企業内国際取引<sup>19)</sup>に関する研究は主に前述した商務省による貿易・投資統計に拠ってきた。その中で明らかにされてきたその実態とは別に、財務省所得・税務統計では、その目的と性格から従来、財取引きによる所得、利子・配当、ロイヤルティなど所得種類別に親会社、子会社分類のクロス統計から一部企業内国際取引の実態を見ることが出来たが、最近は公表されていない。ここでは、<表-14, 15>によりながら国・地域別、産業別にその特徴を伺うこととする。

CFC取引きの企業内取引きすなわち関連事業者間取引きの占める比率は、受取勘定で29.1パーセント、支払勘定で31.3パーセントとほぼその3分の1が「内部市場」で占められているなかで、関連事業者間取引きに占める割合ではCFCの親会社受取りが22.2パーセント、同支払いが25.7パーセントを、海外子会社間取引きが各々61.4、52.2パーセント占めた。表から読取れる特徴を列挙すれば以下のとおりである。

<第1>に、関連事業者間取引比率を地域別に見ると、受取勘定では当然のことながらその他西半球、スイス、オランダなど主要金融タックス・ヘイヴン諸国が40.7パーセントときわめて高く、他方ブラジル、アルゼンチンなど南アメリカやアフリカなどでは12.0~17.4パーセントと有意に低い。支払勘定でも同じく前者が41.6パーセント、後者が15.5~22.5パーセントと同様の傾向を示している。

また、関連事業者間取引きに占める海外子会社の比率で見ると、受取勘定ではヨーロッパ諸国、OPEC諸国、アルゼンチン、日本など一部諸国で平均を大きく上回り、支払勘定ではヨーロッパ諸国、アフリカなどが高く、LANIEs、カリブ海諸国で有意に低い。

関連事業者間取引きに占める親会社からの受取勘定比率を見ると、カナダ、カリブ海諸国お

<表-14> USFC7,500社の受取勘定 地域別・国別 2000年

単位：億ドル、%

	(1)総額	(2)関連事業者						
		(2)/(1)	(3)親会社	(3)/(2)	(4)国内子会社	(5)外国子会社	(5)/(2)	
合計	21,577.4	6,271.2	29.1	1,390.8	22.2	1,025.1	3,852.2	61.4
カナダ	2,798.5	812.3	29.0	395.7	48.7	229.6	187.1	23.0
ラテン・アメリカ	2,354.8	570.1	24.2	175.9	30.9	130.6	263.6	46.2
メキシコ	854.1	274.4	32.1	71.8	26.2	84.3	118.2	43.1
中央アメリカ	59.1	24.6	41.6	5.4	22.0	6.0	13.2	53.7
カリブ海諸国	432.0	154.7	35.8	84.8	54.8	25.0	44.9	29.0
英領ケイマン諸島	394.4	142.7	36.2	83.0	58.2	19.8	84.8	59.4
南アメリカ	1,018.5	116.4	11.4	13.8	11.9	15.4	87.3	75.0
アルゼンチン	206.6	26.6	12.9	0.8	3.0	2.0	23.8	89.5
ブラジル	577.2	69.3	12.0	10.4	15.0	9.0	50.0	72.2
ペルー	113.6	5.1	4.5	0.3	5.9	0.7	4.1	80.4
その他西半球	776.6	330.1	42.5	130.8	39.6	110.4	88.9	26.9
パナマ	144.4	41.1	28.5	0.0	0.0	20.0	21.0	51.1
バミューダ	450.0	171.1	38.0	82.7	48.3	44.7	43.4	25.4
英領アンチルス	9.3	2.8	30.1	0.2	7.1	0.5	2.2	78.6
ヨーロッパ	11,717.4	3,442.8	29.4	399.1	11.6	408.1	2,635.0	76.5
EU	10,617.3	3,044.6	28.7	348.0	11.4	385.2	2,311.4	75.9
フランス	914.3	265.1	29.0	25.2	9.5	10.2	229.7	86.6
ドイツ	1,443.0	411.9	28.5	46.7	11.3	34.5	330.7	80.3
イタリア	469.7	69.0	14.7	7.6	11.0	4.8	56.6	82.0
オランダ	2,195.5	752.2	34.3	112.5	15.0	62.5	576.8	76.7
UK	3,727.1	873.3	23.4	88.5	10.1	180.3	604.5	69.2
その他西ヨーロッパ	981.9	374.8	38.2	49.8	13.3	21.6	303.4	80.9
スイス	802.2	326.2	40.7	48.9	15.0	15.7	260.7	79.9
東ヨーロッパ	118.2	23.5	19.9	1.3	5.5	1.3	20.9	88.9
アフリカ	104.7	18.2	17.4	0.3	1.6	8.2	9.6	52.7
南アフリカ	44.2	5.3	12.0	0.2	3.8	0.1	5.0	94.3
アジア	3,246.5	993.2	30.6	271.4	27.3	117.8	602.1	60.6
中東	85.2	39.5	46.4	27.3	69.1	3.3	9.0	22.8
日本	1,576.3	307.3	19.5	31.0	10.1	16.0	260.3	84.7
中国	140.5	42.5	30.2	7.5	17.6	2.9	32.1	75.5
韓国	486.1	74.3	15.3	5.3	7.1	14.7	54.3	73.1
US属領	92.9	30.1	32.4	12.3	40.9	5.7	12.1	40.2
ANIEs4	1,163.1	481.2	41.4	140.9	29.3	87.4	252.8	52.5
ASEAN4	245.1	118.2 <sup>9)</sup>	48.2	63.7	53.9	7.1	46.6	39.4
LANIEs3	1,637.9	370.3	22.6	83.0	22.4	95.3	192.0	51.8
OPEC	145.3	5.3	3.6	0.4	7.5	0.7	4.2	79.2
主要金融タックス・ヘイヴン	5,923.6	2,410.1	40.7	627.4	26.0	357.4	1,419.9	58.9

注) 表では「その他関連事業者」を省いているため内訳合計と関連事業者数とは合わない。

出所) *Ibid.*, Table2より作成。

よび西半球タックス・ヘイヴン、ASEAN 4、属領などの諸国で39.6～58.2パーセントときわめて高く、親会社への財の販売や親会社からの資金導入が有意な水準にあり、また同様に支払勘定ではカナダ、カリブ海諸国、その他西半球諸国、イタリア、ASEAN 4などの諸国において43.3～78.7パーセントと高く、その逆を示している。こうした親会社取引比率が高い傾向は、付加価値関税統計などに表わされる国際下請けの動向やタックス・ヘイヴンの利用とも関連して興味深い。

<第2>に産業別にこれを見ると、関連事業者間取引比率は受取勘定ではこれも当然のことながら財生産とりわけ薬品、コンピュータ及び電子製品、自動車は40.0～54.9パーセント、金融・保険等のうちファンド、信託等40.2パーセント、サービス30.6パーセントが際立っている。支払勘定では、石油、薬品、コンピュータ及び電子製品、卸売のうち機械・設備、金融・保険

<表-15> USCFC7,500社の支払勘定 地域別・国別 2000年

単位：億ドル、%

	(1)総額	(2)関連事業者		(3)親会社	(3)/(2)	(4)国内子会社	(5)外国子会社	(5)/(2)
		(2)/(1)	(3)/(2)					
合計	20,552.7	6,439.7	31.3	1,653.5	25.7	1,417.4	3,363.3	52.2
カナダ	2,639.9	695.7	26.4	313.9	45.1	233.6	148.2	21.3
ラテンアメリカ	2,248.8	583.3	25.9	218.4	37.4	169.6	195.3	33.5
メキシコ	818.0	236.4	28.9	82.6	34.9	96.7	58.1	24.6
中央アメリカ	59.0	24.9	42.2	6.4	25.7	3.6	14.8	59.4
カリブ海諸国	362.3	169.1	46.7	91.0	53.8	30.2	47.8	28.3
英領ケイマン諸島	358.2	160.0	44.7	87.0	54.4	26.2	46.8	29.3
南アメリカ	989.5	152.9	15.5	38.3	25.0	40.0	74.6	48.8
アルゼンチン	213.7	33.2	15.5	6.8	20.5	7.5	18.8	56.6
ブラジル	558.3	91.1	16.3	26.2	28.8	25.2	39.7	43.6
ペルー	94.3	13.0	13.8	2.8	21.5	2.6	7.6	58.5
その他西半球	704.9	270.6	38.4	56.0	20.7	69.0	145.6	53.8
ハマ	144.1	62.5	43.4	18.5	29.6	25.2	18.7	29.9
ハイチ	396.3	161.7	40.8	32.3	20.0	26.0	103.4	63.9
南米アンチルス	7.8	6.6	84.6	1.3	19.7	3.3	2.0	30.3
ヨーロッパ	11,190.1	3,573.2	31.9	690.9	19.3	685.1	2,197.3	61.5
EU	10,196.8	3,186.7	31.3	576.6	18.1	616.3	1,993.7	62.6
フランス	895.7	257.5	28.7	34.4	13.4	29.5	193.6	75.2
ドイツ	1,458.7	405.8	27.8	53.4	13.2	75.7	276.7	68.2
イタリア	454.6	128.6	28.3	101.2	78.7	18.7	99.8	77.6
オランダ	2,047.8	845.2	41.3	235.7	27.9	123.5	486.1	57.5
UK	3,619.5	955.0	26.4	137.4	14.4	244.8	572.8	60.0
その他西ヨーロッパ	880.8	351.1	39.9	111.1	31.6	61.4	178.2	50.8
スイス	725.2	315.3	43.5	110.3	35.0	40.6	164.1	52.0
東ヨーロッパ	112.5	35.5	31.6	3.1	8.7	7.3	25.1	70.7
アフリカ	100.7	22.7	22.5	2.0	8.8	3.0	17.7	78.0
南アフリカ	42.2	8.5	20.1	0.4	4.7	0.5	7.5	88.2
アジア	3,117.8	1,161.2	37.2	340.0	29.3	230.1	591.2	50.9
中東	71.7	12.6	17.6	4.2	33.3	0.8	7.6	60.3
日本	1,553.8	576.7	37.1	132.3	22.9	131.2	313.2	54.3
中国	131.8	40.8	31.0	7.0	17.2	4.5	29.3	71.8
ロシア	475.4	110.3	23.2	26.8	24.3	17.1	66.4	60.2
US属領	75.0	22.6	30.1	5.6	24.8	9.9	7.0	31.0
ANIEs 4	1,087.3	432.3	39.8	155.0	35.9	76.6	200.7	46.4
ASEAN 4	236.2	92.0	39.0	39.8	43.3	15.2	40.6	44.1
LANIEs 3	1,590.0	360.7	22.7	115.6	32.0	129.4	116.6	32.3
OPEC	124.1	14.8	11.9	3.3	22.3	3.4	8.2	55.4
主要金融タックス・ヘイヴン	5471.3	2276.4	41.6	738.4	32.4	394.1	1143.3	50.2

注) 前表と同じ。  
出所) 前表と同じ。

等のうち預金性仲介、ファンド、信託等が41.3～55.4パーセントとなっており、受取り、支払い双方においてこれら産業で企業内取引への依存度が高いことを示している。

また、関連事業者間取引に占める海外子会社の比率で見ると、受取勘定では石油及びガス抽出など一次産業全般、建設、製造業では食品、タバコ及び飲料、石油及び石炭製品、財流通及び輸送全般、金融、保険等のうち非預金性仲介、ファンド、信託等、サービス等でいずれも70パーセントを上回り、72.0～92.9パーセントと際立っている。同じく支払勘定では、公益事業92.5、製造業では食品、タバコ及び飲料、石油及び石炭製品、財流通及び輸送のうち薬品、石油製品、情報のうち放送・通信で70.1～92.5パーセントを占めている。

関連事業者間取引に占める親会社からの受取勘定比率を見ると、全産業平均が22.2パーセ

<表-16> USCFC7,500社の受取勘定 産業別 2000年

単位：億ドル、%

	(1)総額	(2)関連事業者						
		(2)/(1)	(3)親会社	(3)/(2)	(4)国内子会社	(5)外国子会社	(5)/(2)	
全産業	21,577.4	6,271.2	29.1	1,390.8	22.2	1,025.1	3,852.2	61.4
原材料及びエネルギー生産	1,094.6	160.1	14.6	3.0	1.9	43.7	113.3	70.8
農林水産	40.3	6.4	15.9	0.4	6.3	0.7	5.3	82.8
鉱業	566.7	120.8	21.3	2.7	2.2	33.8	84.4	69.9
石油及びガス抽出	492.2	113.0	23.0	0.4	0.4	31.2	81.4	72.0
公益事業	487.7	32.8	6.7	0.0	0.0	9.2	23.6	72.0
財生産	10,020.3	3,720.0	37.1	1,098.0	29.5	600.7	2,020.7	54.3
建設	88.6	5.6	6.3	0.0	0.0	0.3	5.2	92.9
製造業	9,931.7	3,714.4	37.4	1,098.0	29.6	600.4	2,015.5	54.3
食品	529.1	68.6	13.0	7.2	10.5	7.1	54.3	79.2
飲料及びタバコ	457.3	74.2	16.2	0.0	0.0	7.3	66.9	90.2
紙	205.9	38.2	18.6	14.1	36.9	8.3	15.8	41.4
石油及び石炭製品	742.1	211.4	28.5	0.0	0.0	39.9	171.5	81.1
化学	1,624.3	574.0	35.3	123.7	21.6	55.7	393.9	68.6
薬品及び関連製品	792.2	344.2	43.4	82.4	23.9	26.6	235.2	68.3
その他化学	832.1	229.8	27.6	41.3	18.0	29.1	158.7	69.1
プラスチック及びゴム	217.6	81.8	37.6	25.2	30.8	2.7	53.9	65.9
加工金属	132.1	33.5	25.4	7.7	23.0	4.3	21.6	64.5
機械製造	348.6	124.6	35.7	31.4	25.2	12.0	81.3	65.2
コンピュータ及び電子製品	2,326.2	931.0	40.0	387.4	41.6	139.2	404.3	43.4
電気設備及び関連製品	282.6	85.4	30.2	21.8	25.5	20.2	43.3	50.7
輸送設備	2,364.9	1,282.6	54.2	458.0	35.7	251.9	572.7	44.7
自動車及び同部品	2,304.0	1,264.5	54.9	451.2	35.7	248.2	565.0	44.7
財流通及び輸送	4,754.0	965.5	20.3	129.2	13.4	135.2	699.6	72.5
卸売	3,668.1	837.1	22.8	115.4	13.8	108.3	611.9	73.1
機械・設備	637.3	195.7	30.7	67.0	34.2	3.6	123.6	63.2
薬品	219.7	74.0	33.7	0.5	0.7	9.3	64.2	86.8
石油製品	717.5	146.9	20.5	0.0	0.0	35.9	111.1	75.6
その他卸売	2,040.6	409.5	20.1	47.8	11.7	52.3	309.4	75.6
小売	987.3	110.6	11.2	13.6	12.3	16.1	80.9	73.1
輸送及び倉庫	98.6	17.7	18.0	0.2	1.1	10.8	6.8	38.4
情報	498.2	51.2	10.3	4.0	7.8	14.4	32.8	64.1
放送・通信	310.6	28.3	9.1	2.2	7.8	10.0	16.2	57.2
金融、保険、不動産等	2,129.2	430.6	20.2	35.1	8.2	126.2	268.9	62.4
預金性仲介	186.0	38.2	20.5	15.8	41.4	16.4	6.1	16.0
非預金性仲介	308.5	62.7	20.3	2.7	4.3	4.3	55.7	88.8
証券、商品取引等	798.1	207.4	26.0	9.0	4.3	77.3	120.7	58.2
保険	540.6	22.9	4.2	1.0	4.4	11.1	10.8	47.2
ファクトリー、信託等	163.0	65.5	40.2	6.1	9.3	7.6	51.8	79.1
不動産及び賃貸	133.0	33.9	25.5	0.6	1.8	9.5	23.7	69.9
サービス	3,079.9	943.7	30.6	121.5	12.9	105.0	716.7	75.9
専門的及びビジネス・サービス	2,860.2	906.3	31.7	118.9	13.1	103.5	683.3	75.4
レジャー、ホテル及びレストラン	152.9	6.6	4.3	0.0	0.0	0.7	5.9	89.4

出所) *Ibid.*, Table1より作成。

ントであるのに対し、製造業のうち紙、プラスチック及びゴム、コンピュータ及び電子製品、輸送設備、卸売のうち機械・設備、金融、保険等のうち預金性仲介の各分野で30.6～41.6パーセントと30パーセントを超えている。また、支払勘定では全産業平均が25.7パーセントであるのに対し、製造業では機械製造、コンピュータ及び電子製品、電気及び関連製品、輸送設備、卸売のうち機械・設備の各分野で30.6～39.5パーセントと30パーセントを超えている。

【3. CFC企業内貿易収支】これらのCFC関連取引からその企業内取引収支を国別、産業別に表わしたのが表-18, 19である。両表から特徴的に窺えるところを特徴づけてみよう。

<第1>に、2000年におけるアメリカ多国籍企業のCFC7,500社の総受取所得は2兆1,577

&lt;表-17&gt; USCFC7,500社の支払勘定 産業別 2000年

単位：億ドル、%

	(1)総額	(2)関連事業者						
		(2)/(1)	(3)親会社	(3)/(2)	(4)国内子会社	(5)外国子会社	(5)/(2)	
全産業	20,552.7	6,439.7	31.3	1,653.5	25.7	1,417.4	3,363.3	52.2
原材料及びエネルギー生産	964.8	178.6	18.5	29.0	16.2	53.7	95.8	53.6
農林水産	39.4	3.1	7.9	0.6	19.4	0.1	1.7	54.8
鉱業	455.1	142.3	31.3	28.1	19.7	50.7	63.4	44.6
石油及びガス抽出	382.8	136.4	35.6	27.1	19.9	48.0	61.3	44.9
公益事業	470.3	33.2	7.1	0.3	0.9	0.2	30.7	92.5
財生産	9,541.1	3,275.2	34.3	927.9	28.3	728.7	1,618.5	49.4
建設	82.3	8.0	9.7	0.5	6.3	0.9	0.7	8.8
製造業	9,458.8	3,267.2	34.5	927.4	28.4	727.8	1,612.0	49.3
食品	520.1	93.6	18.0	17.2	18.4	15.1	61.3	65.5
飲料及びタバコ	431.6	106.1	24.6	7.0	6.6	32.6	66.5	62.7
紙	191.2	25.0	13.1	7.1	28.4	3.8	14.1	56.4
石油及び石炭製品	728.4	305.5	41.9	2.2	0.7	79.4	223.9	73.3
化学	1,438.8	527.5	36.7	124.2	23.5	123.5	280.0	53.1
薬品及び関連製品	646.8	271.1	41.9	54.3	20.0	76.8	134.0	49.4
その他化学	792.0	256.5	32.4	69.9	27.3	46.7	140.0	54.6
プラスチック及びゴム	210.1	61.2	29.1	14.6	23.9	6.6	40.0	65.4
加工金属	125.7	19.1	15.2	5.6	29.3	3.0	10.5	55.0
機械製造	346.2	90.6	26.2	35.8	39.5	9.2	45.7	50.4
コンピュータ及び電子製品	2,206.1	950.8	43.1	372.9	39.2	219.1	358.8	37.7
電気設備及び関連製品	263.0	66.1	25.1	22.4	33.9	13.7	30.0	45.4
輸送設備	2,338.2	844.0	36.1	275.8	32.7	184.3	383.8	45.5
自動車及び同部品	2,282.8	831.4	36.4	274.2	33.0	177.1	380.0	45.7
財流通及び輸送	4,659.6	1,398.4	30.0	406.7	29.1	224.8	762.6	54.5
卸売	3,604.9	1,269.4	35.2	388.8	30.6	183.2	693.0	54.6
機械・設備	616.5	341.8	55.4	131.1	38.4	18.2	192.2	56.2
薬品	207.6	74.2	35.7	3.5	4.7	18.7	52.0	70.1
石油製品	726.7	118.6	16.3	0.5	0.4	32.4	85.7	72.3
その他卸売	2,002.5	716.7	35.8	251.2	35.0	113.7	347.8	48.5
小売	957.8	104.9	11.0	16.9	16.1	27.2	60.8	58.0
輸送及び倉庫	96.9	24.1	24.9	1.0	4.1	14.4	8.7	36.1
情報	550.0	96.9	17.6	14.6	15.1	23.3	58.9	60.8
放送・通信	385.7	41.4	10.7	5.2	12.6	6.3	29.7	71.7
金融・保険、不動産等	1,951.7	516.2	26.4	55.2	10.7	183.4	277.6	53.8
預金性仲介	159.2	65.7	41.3	10.9	16.6	22.5	32.2	49.0
非預金性仲介	286.9	94.4	32.9	7.5	7.9	40.1	46.9	49.7
証券、商品取引等	723.9	228.8	31.6	18.6	8.1	97.1	112.9	49.3
保険	513.9	33.8	6.6	6.9	20.4	5.9	21.0	62.1
ファクトリー、信託等	132.1	71.6	54.2	9.5	13.3	12.6	50.0	69.8
不動産及び賃貸	135.7	21.9	16.1	1.8	8.2	5.1	15.0	68.5
サービス	2,884.8	974.2	33.8	220.1	22.6	203.7	549.8	56.4
専門的及びビジネス・サービス	2,679.0	950.4	35.5	215.1	22.6	195.9	538.8	56.7
レジャー、ホテル及びレストラン	142.6	16.8	11.8	4.7	28.0	5.0	7.1	42.3

注) 前表に同じ。  
出所) 前表に同じ。

億ドル、総支払額は2兆553億ドルでその収支は、対関連国内子会社との169億ドルの受取超過を含め1,025億ドルもの受取超過を記録し、親会社への263億ドルもの支払超過を含めなおかつ「巨額の黒字創出組織」としての役割を果たしている。国別収支ではアルゼンチン、ドイツ、中国を除いて押しなべてCFCの受取超過であるが、とりわけヨーロッパCFCは527億ドルもの巨額の受取超過を記録し、159億ドルを記録したカナダ、同じく129億ドルのアジアがこれに続くプロフィット・センターになっていることが明瞭である。さらに、中でもアジアNIEs 4, ASEAN 4, LANIEs 3におけるCFCが133億ドルの受取超過を記録したことは特記されなければならない。また支払超過を記録したCFCのうち中国のそれが、合衆国の対中

貿易赤字が巨額に達しているにもかかわらず、主には関連会社以外との取引で117億ドルもの巨額の支払超過を記録した点も特筆に価する。

＜第2＞に、親会社との取引を見よう。商務省による直接投資統計などによっても確認されるところだが、アメリカ多国籍企業に限らず日系企業、ヨーロッパ系企業にあっても親会社と在外子会社との企業内取引は財取引きにあっては無論のこと、その他金融、サービス取引きにあっても親会社の黒字傾向が一般的である<sup>20)</sup>。

CFCの対親会社取引きの総取引きに占める割合は、受取勘定で22.2パーセント、支払勘定で25.7パーセントであり、CFC収支全体が巨額の受取超過であるのに対し、この取引きによる対親会社収支は263億ドルの支払超過すなわち親会社の巨額の受取超過となっている。ちなみに同年のアメリカの経常収支赤字は3,757億ドルであり、これとの比較では米系多国籍企業親会社1,087社はそのCFCとの国際取引で6.5パーセントの赤字解消効果を有したことになる。

これを地域別に見ると、ヨーロッパCFCの対親会社収支は292億ドルの支払超過で、CFCの対親会社収支赤字全体を上回る支払超過を記録する中で、カナダ、その他西半球、ASEAN 4などはCFCの受取超過を記録している。またタックス・ハイヴン地域にあってはカリブ海諸国、その他西半球などが若干の支払超過もしくは受取超過を記録しているのに対し、オランダ、スイスなどヨーロッパ・タックス・ハイヴンは巨額の支払超過を記録している。

＜表-18＞USCFC7,500社の企業内取引収支  
地域・国別 2000年

単位：億ドル

	CFC収支	対親会社収支	対関連者収支 <sup>1)</sup>
世界計	1024.7	-262.7	-168.5
カナダ	158.6	81.8	116.8
ラテンアメリカ	106.0	-42.5	-13.6
メキシコ	36.1	-10.8	36.9
中央アメリカ	0.1	-1.0	-0.2
カリブ海諸国	69.7	-6.2	-14.1
英領ケイマン諸島	36.2	-4.0	27.8
南アメリカ	29.0	-24.5	-36.7
アルゼンチン	-7.1	-6.0	-6.6
ブラジル	18.9	-15.8	-21.8
ペルー	71.7	74.8	59.9
その他西半球	71.7	74.8	59.9
ハワイ	0.3	-18.5	-21.4
ハイキュー	53.7	50.4	9.5
蘭領アンタルス	1.5	-1.1	-3.7
ヨーロッパ	527.3	-291.8	-131.3
EU	420.5	-228.6	-141.9
フランス	18.6	-9.2	7.6
ドイツ	-15.7	-6.7	5.9
イタリア	15.1	-93.6	-150.7
オランダ	147.7	-123.2	-93.0
UK	107.6	-48.9	-81.9
その他西ヨーロッパ	101.1	-61.3	23.8
スイス	77.0	-61.4	9.9
東ヨーロッパ	5.7	-1.8	-12.0
チェコ	1.2	0.4	0.9
ポーランド	-39.5	-2.4	-12.9
ロシア	14.0	0.0	-3.6
アフリカ	4.0	-1.7	-4.6
南アフリカ	2.0	-0.2	-3.1
アジア	128.7	-68.6	-168.0
中東	13.5	23.1	27.0
日本	22.5	-101.3	-269.4
中国	-117.3	0.5	1.7
オセアニア	10.7	-21.5	-36.0
US属領	17.9	6.7	7.6
ANIE s 4	75.8	-14.1	50.1
ASEAN4	8.9	23.9	21.8
LNIEs3	47.9	-32.6	8.5
OPEC	21.2	-2.9	-9.6
主要金融タックス・ハイヴン	394.7	-113.5	46.3

注) 1) 親会社、国内外のCFCとCFC以外の関連者を含む。  
出所) *Ibid.*, Table1より作成。

<第3>に産業別にその収支を見ると、製造業は受取超過総額1,025億ドルの46.2パーセント、473億ドルを占め、195億ドルで19.0パーセントのサービス、176億ドルで17.2パーセントの金融・保険等がこれに続いた。ちなみに98年における比率はそれぞれ49.2, 28.0, 14.2パーセントであり、とりわけサービスの占める比率の増加が際立ち、この意味でも「金融化・サービス化」の進展を窺うことができる<sup>21)</sup>。

対親会社収支では、卸売り・小売りを中心に財流通及び輸送部門のCFCが278億ドルの支払超過すなわち「親会社黒字への貢献」を記録しているのに対し、製造業のうち自動車及び同部品、薬品及び関連製品が受取超過、とりわけ前者は単独で177億ドルの巨額を受取超過を記録した。また金融・保険等、サービス部門は両者で119億ドルの支払超過を記録し、なかでもサービスは単独で99億ドルもの支払超過を記録した。

地域別・産業別統計もしくは所得種類別統計が公表されていないので詳細には論じられないものの、これらの事実から全体としてCFCは親会社の供給する財、サービスの再販売者もしくは資金や収益等の提供者としての役割を担いながら、地域別にはカナダ、その他西半球、ASEAN 4など、産業別には自動車、薬品などのCFCは、親会社に対する「赤字要因形成者」となったことが窺える。

<第4>に、CFCの関連事業者全体との取引収支すなわち企業内取引全体について見ると、合衆国内関連会社に対しては対親会社収支と同様に支払超過を示す中で、表では割愛したが海外の関連事業者に対してはカリブ海諸国、バハマ、先進国ではイタリア、日本などでの支払超過によって489億ドルもの巨額を受取超過と相殺され、関連事業者収支の支払超過は169

<表-19>USCFC7,500社の企業内取引収支 産業別  
2000年

単位：億ドル

	CFC収支	対親会社収支	CFC関連者収支 <sup>1)</sup>
全産業	1,024.7	-262.7	-168.5
原材料及びエネルギー生産	129.8	-26.0	-18.5
農林水産	0.9	-0.2	3.3
鉱業	111.6	-25.4	-21.5
石油及びガス抽出	109.4	-26.7	-23.4
公益事業	17.4	-0.3	-0.4
財生産	479.2	170.1	444.8
建設	6.3	-0.5	-2.4
製造業	472.9	170.6	447.2
食品	9.0	-10.0	-25.0
飲料及びタバコ	25.7	-7.0	-31.9
紙	14.7	7.0	13.2
石油及び石炭製品	13.7	-2.2	-94.1
化学	185.5	-0.5	46.5
薬品及び関連製品	145.4	28.1	73.1
その他化学	40.1	-28.6	-26.7
プラスチック及びゴム	7.5	10.6	20.6
加工金属	6.4	2.1	14.4
機械製造	2.4	-4.4	34.0
コンピュータ及び電子製品	120.1	14.5	-19.8
電気設備及び関連製品	19.6	-0.6	19.3
輸送設備	26.7	182.2	438.6
自動車及び同部品	21.2	177.0	433.1
財流通及び輸送	94.4	-277.5	-432.9
卸売	63.2	-273.4	-432.3
機械・設備	20.8	-64.1	-146.1
薬品	12.1	-3.0	-0.2
石油製品	-9.2	-0.5	28.3
その他卸売	38.1	-203.4	-307.2
小売	29.5	-155.2	5.7
輸送及び倉庫	1.7	-0.8	-6.4
情報	-51.8	-10.6	-45.7
放送・通信	-75.1	-3.0	-13.1
金融、保険、不動産等	177.5	-20.1	-85.6
預金性仲介	26.8	4.9	-27.5
非預金性仲介	21.6	-4.8	-31.7
証券、商品取引等	74.2	-9.6	-21.4
保険	26.7	-5.9	-10.9
ファント、信託等	30.9	-3.4	-6.1
不動産及び賃貸	2.7	-1.2	12.0
サービス	195.1	-98.6	-30.5
専門的及びビジネス・サービス	181.2	-96.2	-44.1
レジャー、ホテル及びレストラン	10.3	-4.7	-10.2

注) 1) 前表に同じ。  
出所) *Ibid.*, Table2より作成。

億ドルにとどまる。とりわけ薬品，自動車，サービス部門のCFCの対外国関連事業者収支の受取勘定が際立ち，こうした傾向が強いことは，CFCが外国関連事業者への供給基地としても振舞っていることを反映するものであろう。

いずれにせよこれらの諸傾向は，多国籍企業の関連事業者間のいわゆる企業内取引が，きわめて複雑かつハイブリッド化している現実を物語るものである。

## おわりに

本稿では，合衆国企業の国際活動とそのグローバリゼーションの水準を理解すべく，合衆国企業の外国税額控除に関する所得統計からその資産，収益，税負担等に関する実態を，また親会社資産5億ドル以上の大規模企業のCFC7,500社に関する統計からその企業内取引の実態を見てきた。

これらの統計から読取るべき企業動向については，所得・税務統計に特有なテクニカル・タームなどに関する前提情報が重要であり，通常これを利用されることが極めて稀であるが，本文中で触れたように，貿易・投資統計とは異なってこれらに特有な特徴を見出すことも，またそれと同様な傾向を看取することも可能である。

わが国にあって企業も急速な国際化にともなってその国際戦略の重要性がかつてなく増大・高度化するなかで，移転価格税制をはじめ納税企業と徴税当局もしくは外国徴税当局との対抗関係も増加・複雑化してきた。本稿で分析した合衆国企業の国際的展開の実相と国際税制の展開過程がわが国の問題を理解する上でも重要となる所以である。

- 1) 主には商務省の発行する定期刊行物 *Survey of Current Business*, 4年毎の全標本調査である *U.S. Direct Investment Abroad* (対外投資), *Foreign Direct Investment in the United States* (対内投資), 付加価値関税統計, などであり, 国際的統計としては, IMF, *International Balance of Payment*, UNCTAD, *World Investment Report*, などがある。これ以外にも合衆国労働省の労働統計からする多国籍企業分析も残された課題のひとつであろう。
- 2) 以下参照のこと。拙著『アジアの新工業化と日本』青木書店, 1997年, 田島陽一『グローバリズムとリージョナリズムの相克』見洋書房, 2006年, 拙稿「合衆国輸出促進税制とFSC (外国貿易法人)・ETI (域外所得) 控除制度」『立命館経営学』第43巻第5号所収, 2005年(a)。
- 3) 1976年法で導入されたイスラエルを敵視するアラブ諸国, 合衆国政府が承認しない諸国との事業に関する所得申告を義務づけるもので, 外国税額控除など税制上の優遇措置が認められないかもしくは削減される。法人関連申告書式の中でこれのみはパートナーシップ, 個人, 信託等すべての課税主体を含む。
- 4) Nutter, Sarah, *Statistics of Income Studies of International Income and Taxes*, *SOI Bulletin*,

Winter, 1996.このうちFSC, 属領法人に関しては拙稿前出2005年 (a), 「アメリカ属領法人優遇税制と製菓産業」『立命館国際研究』第18巻1号所収, 2005年 (b), 拙著『国際移転価格の経営学』清文社, 2006年, 参照。

- 5) これらの諸点については拙著前掲, 1995年参照のこと。
- 6) これに含まれる諸国は, キューバ, イラン, イラク, リビア, 北朝鮮, スーダン, シリアである。
- 7) このうちDISC (内国輸出法人), IC-DISC (利子並み課税内国輸出法人), FSC (外国貿易法人) これを受継いだETI (域外所得控除制度) などについてはWTOでの補助金としての違反裁定を受け今日では廃止されている。拙稿, 前掲2005年 (a) 参照のこと。
- 8) むろん極めて限定的抽象的の意味におけるそれである。企業行動における税目的の程度, 税率の相違, 通貨換算などを考慮したその数量的推計は, 生産性の国際比較同様きわめて複雑である。
- 9) 2000年度の数値についてはLutrell, Scott, Corporate Foreign Tax Credit, 2000, *SOI Bulletin*, Fall 2004. 他は*SOI Bulletin* 各号による。
- 10) 詳しくは拙著『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社, 1995年, 参照のこと。
- 11) その制度的背景となっている属領法人優遇税制とプエルトリコにおける技術集約的産業とりわけ製菓産業の実態については拙稿2005年 (b), 前掲拙著, 2006年, 参照のこと。
- 12) アイルランド, シンガポール, 英領ケイマン諸島における企業活動とタックス・ハイヴン活用の実例としては製造業子会社との取引を巡って租税裁判となったボシュ・ロム社, サンドストランド社ケース, 同じくサービス取引に関するアメリカン・ホスピタル社ケースを参照されたい。同前拙著, 2006年, 参照。
- 13) その相違についてはJhon Kmisky, Controlled Foreign Corporations, 1998, *SOI Bulletin*, Winter 2002-03, 参照のこと。
- 14) この意味で本稿は, 前掲拙著1995年他で示した従来の筆者の研究の継続である。なお, かつてはCFCとMOFAは50パーセント所有子会社を含むか否かで異なっていたが, 今日ではいずれも50パーセント超 (more than 50%) に統一されている。
- 15) かつては親会社産業分類と子会社産業分類のクロス統計が部分的に示されたことはあるが, 今日ではこうした統計は公表されていない。拙著前掲書, 1995年, 参照。
- 16) 1984年比で見た94年までの11年間の資産, 受取総所得の増加率は各々73パーセント, 108パーセントであった。200年までの6年間における多国籍企業のいわば「肥大化」を物語る数値である。Nutter, Sarah, *op.cit.*, Mahony, Lee and Jason Wenrich, Controlled Foreign Corporations, 2000, *SOI Bulletin*, Summer, 2004.
- 17) Mahony, Lee and Jason Wenrich, *op.cit.*
- 18) 内国歳入法 (Internal Revenue Code, IRC) 951条, 952条に規定され, 合衆国株主は実際にその所得の償還がなくても所得に参入しなければならない。サブパートF所得には, キャプティブ保険所得 (USリスクに対する特定保険所得), 外国基地会社所得, 国際ボイコット所得, 外国贈収賄他公的機関への不法支払い, および合衆国未承認国・留保国・テロリスト支援国からの所得, がある。
- 19) 通常, 商務省用語としての「企業内取引」はintra-firm (company) transaction (or trade) であり, われわれも通常これを使用しているが, 財務省用語 (税法用語) としてはintercompany transaction of related partiesである。これは子会社といえども外国で登記された独立法人であることによっている。行論ではこれらを同義に使っている。またrelated partyも, 関連事業者

CFCを表わす場合（財務省）と5パーセント所有企業を表わす場合（商務省）とその使用法が異なることに注意されたい。

- 20) 前述商務省統計の他、議会報告書においてもこのことは確認される。以下参照のこと。U.S. Congress, Office of Technology Assessment, *Multinational and the U.S. Technology Base; Final Report of the Multinationals Project*, 1994, 前掲拙著, 1997年, 拙稿「日本企業の対米進出と国際課税問題（1）」, 立命館大学国際関係学会『立命館国際関係研究』第9巻3号, 1996年12月, 参照のこと。
- 21) 98年の数値については以下による。Jhon Kmisky, *op.cit.* なお, 拙著「電子商取引課税と欧米摩擦, 米国売上税収ロス」, 山口大学『山口経済学雑誌』第55巻第6号, 2007年, 所収, を参照されたい。

（中村雅秀, 立命館大学経営学部教授）

## Foreign Tax Credits and Intercompany Transactions of U.S. Multinationals

This article evaluates the globalization-level of U.S. business, especially its Multinational Corporations, by an analysis of U.S. business income statistics. One of this is to gain great deal from statistics of foreign tax credits, another from it of CFCs, by Department of Treasury. As a result, more than 40 percent of U.S. business today depend on its activity abroad in the meaning of income, and one third of U.S. tax occurred outside of the U.S. This article goes on to analyze 7,500 CFCs of their parents with more than 500 millions of dollar assets. These companies are the actors of economic globalization, especially worldwide transformation to IT-, service- and financial society with their hybrid business activity including the use of tax havens. Their main manufacturing-base is in developed countries such as the E.U., Japan and some progressively developing countries as ANIES, ASEAN countries, and BRICs. Much profitable activities occur in tax havens and some newly industrializing countries in Asia, especially in finance, service and information industries.

（NAKAMURA, Masahide, Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University）